

平成29年度 第7回白井市市民参加推進会議 逐語録

開催日時 平成29年5月24日(水) 午後4時から午後6時30分まで
開催場所 市役所新庁舎 3階会議室301
出席者 池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、
谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員、
欠席者 田中卓也委員
事務局 市民活動支援課 豊田課長、松岡主査補、新井主事
傍聴者 3人
議題 (1) 事務局からの報告
(2) 市民参加条例の見直しについて(検討)
(3) 第8回会議の日程調整について
資料 資料1 平成28年度答申に対する取り組み状況について(報告)
資料2 白井市市民参加条例の見直しを要するものに係る意見
資料3 白井市市民参加条例の見直しを要するものに係る意見の集約について
資料4 市民参加推進会議における答申内容とそれに対する市の対応
資料5 第8回会議の日程の調整について
市民参加条例の見直し提出意見(H委員)

○事務局(A) 定刻を過ぎましたので、ただいまより第7回市民参加推進会議を開催させていただきたいと思います。

まず、初めに、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○会長 どうも皆さん、何か梅雨が来る前に夏が来ちゃったような暑い中、お元気な顔をそろえていただきまして、今日は議論する課題が結構ありますので十分協議をして、いい条例改正の案を練り上げられたらなと思っています。

事務局は、引っ越しだの何だのと大変な中、こういうのをまとめていただいて、遅くなったと盛んに謝罪の言葉をしていますけれども、よくまとめていただいた文章を私たちに配付していただいて、皆さん方十分読み込んでこられたと思いますので、それに基づいて会議をしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○事務局(A) ありがとうございます。それでは、議題のほうに入ります前に、事務局よりお詫びをさせていただきたいと思います。

先ほど、会長のほうからお話があったのですが、本年度の会議、5月24日の開催に際し、本来であれば1週間前にお送りするところを間際の送付になってしまい、皆さんに大変ご迷惑あるいはご心配をおかけいたしましたことを申しわけございませんでした。この部分につきまして、より審議が進みやすくするように、きちんと配付させていただいた資料の内容と概要について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議を始める前に、配付した資料のご確認をさせていただきたいと思います。

まず、配付させていただきました資料、全部で7部あったと思いますので、ご確認願います。まず、最初に、第7回白井市市民参加推進会議の次第です。続きまして、資料1と書かれたホッチキスの両止めの平成28年度答申に対する取り組み状況について。続きまして、皆様に照会させていただいた意見をA3用紙に取りまとめた白井市市民参加条例について見直しを要するものに係る意見のまとめが、片面のホッチキスどめのA3で資料2が1部。また、続きまして、その市民参加条例を見直すものに要する意見を集約させていただいたものを右上に資料3と書かれているものが一つ。それで、済みません、先ほど事務局より二つほど差しかえをさせていたのですけれども、一つがこのA3サイズの市民参加推進会議における答申内容とそれに対する対応というものを、こちらA3にさせていただいているのですけれども、内容はA4ともども同じものが1部、右上に資料4です。あと、右上の資料5、こちら当日、委員さんのみに配付させていただいているのですけれども、第8回、次の会議の日程調整の資料です。こちらを1部。そして最後に、市民参加条例の見直しの提出意見ということで、H委員からご提出いただきました意見なのですけれども、こちら委員さんに限りまして配付をさせていただいております、こちらが1点です。計7点、ご用意をさせていただいておりますが、おそろいでいらっしゃいますでしょうか。

不足がなければ、会議を会長より議題のほうを進めていただきたいと思います。

○会 長 それでは、最初に事務局のAさんより、提言1についてのヒアリング対象、資料1についての説明及び質疑ですね。

○事務局（A） それでは、説明、議題1の平成28年度答申に対する取り組み状況について、ご報告をさせていただきます。

資料1と書かれているものをごらんいただきたいと思います。こちらは、平成28年度の答申ということで、今年度の1月12日に皆様のご審議によりまして、平成28年度の答申のご提言をいただきました。

その内容に対しまして、今後、市がどういうふうにするかその提言内容を実現するために取り組んでいくのか、あるいは今現在どのようなことを行う予定なのかというものを記載したものが資料1となります。こちらについて、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、提言内容の1なのですけれども、職員ヒアリングと対象事業への拡大実施ということで、こちらは昨年度の市民参加推進会議では、職員ヒアリングを試行実施ということで、2事業ヒアリングを行った経緯がありました。それを今後も対象事業を拡大して実施していくということで、今後の取り組みとしては、今年度より市民参加推進会議第5期になるのですけれども、そこから終了評価の全ての事業に対して、職員ヒアリングを実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の中間評価を見直し終了評価に重点化し、より良い未来への中間評価への対応についてです。こちらにつきましては、3月26日の第6回市民参加推進会議におきまして、委員の皆様より中間評価の方法の変更をご審議いただきました。真ん中の2ページから3ページという見開きの部分をごらんいただきたいと思います。

これまで、中間評価ということで、まだ市民参加が継続中であるということで、まだ終わっていない事業に関して点数評価をつけるということまで行ってきたのですが、それを今後は定性的、つまり点数による評価ではなくコメントによる評価に変えていくというようなことで決まりました。今後、市民参加の中間方法については点数ではなく、コメントによる評価を見直し、それに伴って様式のほうを変更していきたいと思っております。

続きまして、3番目の、パブリックコメントへのゼロ回答をなくす、市民への参加意識を高めるための情報発信という部分をご説明します。

こちらは、2点ほど、これに対する取り組み実績を発表させていただきます。一つ目は、広報しろいにおいて、パブリックコメントや市の審議会などの募集など、市民参加、ごめんなさい、これ市民参加の加が抜けてしまっているのですが、市民参加の手法に関する記事を一元化することで、市民の方が一目でわかるような情報発信を行っていくような形となっております。

こちら、後ろの4ページというものをごらんいただきたいと思うのですが、これまで市の審議会ですとか、あるいはパブリックコメントなどの市の市民参加の手法に関しては、それぞれ広報のページを設けてバラバラに発表しているところが多かったと思っております。

それで、今年度から市民参加コーナーというわけではないのですが、この市民参加に関する、例えば審議会の公募ですとか、あるいはパブリックコメントを実施する、そういったことを行うといった場合には、この市政に参加してみませんかというような表題をくくりつけまして、一元化することによって、より市民の方の目にとまりやすくしていくような形に広報を5月15日号からしていく方針になりました。今後、白井の市民の方のより市民参加の意識を高めるために、情報発信をしていくような形となります。

また、これに関しまして、続きまして、市民参加の対象事業を行う担当課に対し、市民参加条例の研修、ヒアリングを通じまして、積極的な情報発信あるいは結果の公表など、市政に関する参加意欲を向上させるように、担当課に対し周知啓発を行っていくような形になります。これは、過去の討議により、例えばアンケートの結果がきちんと公表されていないですとか、あるいはきちんと3カ所広報してくださいというふうな部分の中で、図書館、市ホームページ、情報公開コーナーの三つの部分の広報が足りなかったというようなことが見受けられております。

そういったものをなくし、市民の方がより市民参加に触れることができるように、この企画担当課が遵守すべきことというものをきちんと周知啓発をヒアリングや事前研修を通じて行っていきたくと思っております。

最後に、市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入ということで、こちらは平成29年度、今年度から市民参加対象事業を行う課に対し、市民参加の本来の目的ですとか、あるいは実施方法の調査、あるいは市民参加推進会議がどのような水準、基準をもって評価をしているのかを改めて市民参加の担当課に事前研修を行うことで、より始まる前の段階から市民参加を行えるように、今後も事前研修のほうを、今後、行っていく予定となっております。

このような形で、より答申に対する対応を実現していきながら、より開かれた市民参加の市政とい

うものを進めていきたいと思います。

以上です。

○会 長 何か質問がありましたら、ご意見でも。

G委員。

○G委員 1番のヒアリングですね。これは終了した審議会の評価をこの前みたいに呼んで、評価するわけですね。あのとき評価、先に我々は点数をつけているのですが、来た説明した方によって、我々のまた評価が変わることがあるという話だったですね。それを答申にどのように対応するかというのは、ちょっとどうだったでしょうか。一応、それをもう一遍、確認したいのですが。その点数が変わったり、我々はその回答によっては、もう一遍見直すとか見直さないとか。

○事務局 (A) あのとき、ヒアリングを行った結果、点数が上下したと思うのですが、それが答申時には点数は前のまま、調査票で評価したままというのは、ヒアリングを行った行わないに対して差異が出てしまうと、きちんとした評価ができないというようなご意見があったので、今回、取り下げました。

今回は、点数評価を行う全ての事業にヒアリングを行うということで、ヒアリングを行った課と行っていない課の差というものがなくなると、ヒアリングを受けた中でヒアリングによって前後しても、問題はないのかなというふうには考えております。

○G委員 問題ないというか、前は、ヒアリングは二つしかしなかったから、残りのところはヒアリングをしてないのに、その点数はばらつきがあるから変えたら、また不公平になるという、こういうことだったのに、今度は全部するのであったらそこで点数は変わることがあり得ると、あり得ると、我々でもう一遍点数を見直すのだったか、そこら辺僕らははっきり確認してなかったと思うのですけれども。

○D委員 多分、その話が全然出てこなかったもので、恐らくそれは次の委員をやる方が先にみんなで評価をして、その後もう1回ヒアリングをして点数をつけて、それで決めるというか、あるいは点数をつけずにヒアリングを終わった段階で点数をつけるというのか、その二つを次の委員の方々が基準として選んだらいいのじゃないかと僕は思うのですけれども。

○G委員 いやいや、それでいいと思うのです。その辺、ただ、全部にすると言ったけれども、当然、この前の話でも話を聞いて、ああそうだったの、そういうことだったのわかったよと、それで終わっちゃっているからね。我々として、どういうふうに次の委員の方々に引き継ぐかということ、今、聞きたかったのです。

○会 長 じゃあ、それでいいのじゃないですか。

○G委員 今のD先生の話、いいのじゃないかと思うのです。

○会 長 その2点に集約して、どちらを選択するかは委員会の部分で、ヒアリングで変えて、それを正式なものにするか、あるいは採点をしないでヒアリングを聞いてから採点をするか、そういうことは次の委員会で決めてもらう。

○G委員 いいです。そういう方向で引き継ぐということですね。

○事務局 (A)　そうです。ヒアリング第5期の部分については、きちんと打ち合わせ等、したいと思います。

○G委員　わかりました。

○会　長　ほかに何か。

　　I委員。

○I委員　僕も同じところなのですけれども、1番なのですけれども、全てに対してヒアリングをするとすると、オールが入っているのですね。実は、答申(案)をまとめたときはオールだったのですけれども、僕の気持ちはオールじゃないので、拡大という言葉で押さえたらどうですかという意見を申し上げて、拡大が入ったと理解しているのです。

　　そうすると、ここで全てと入れないで必要に応じてとか、主なものと言ったら失礼だから、必要に応じてとかと、もうちょっと大風呂敷しないでやったらいいのじゃないかという意見が一つです。というか確認というのかな、私はそう思っていたのですけれども、皆さんがそれでよろしければ、それでよろしいです。それが1点。

　　そうしたときに、Gさんから出たように、やった、やらないの差が出るだろうということで、僕は前回申し上げたのですけれども、差が出てもいいと僕は、ですからこの評価表のところに、やったところはやった、それで前はこうだったけれども評価したならば、プラスになったかマイナスになったかは別にして、二段書きにしたらどうですかと提案したのです。だから、そのことも含めて全てというのは外したらどうかなと思いました。それだけです。

○G委員　確かに、全てという結論じゃなかったはずだね。

○I委員　そんな気がしたのです。

○G委員　僕もそういう。今、全てと、僕もだから、そこに印。

○I委員　事務局が全部やるぞというのだったら、それで結構なのですけれども。例えば、去年でいくと、13項目のうち8項目が終わりのあれでしょう。これ全てやると、ヒアリングの時間をどのぐらいとるかということはありませんけれども、すごく。

○会　長　大変は大変ですよ。

○I委員　大変だからやらないつもりはないのですけれども、いかがかなという気がします。

○会　長　時間はかかりますよね。全てだとね。たしか、前回は私たちが指定したのですね。二つの課に対して。この課とこの課について、ヒアリングをしたいという申し入れでやったのですけれども、今回は全てというふうに変えてきましたね。

○I委員　ただ、もう一つ補足すると、資料を読んだ、これわかったというのなら、別にヒアリングをわざわざする必要は、そのヒアリングの意味は、この事業をどの人がやっているのかなという話ですから、それが必要なくて、資料でわからなくて、これどうかなというものをやったらどうかなということなのかもしれませんね。以上です。

○会　長　何かほかに意見が。

○D委員　あえて今の話で、全てとおっしゃったように、やってもらえるのだったらやったほうが、

担当課の方にとっても、実際、市民の前で説明されるというのは、物すごくプレゼンテーション能力が高まるということで、今非常に話題になっておりますので、やってもらったほうが市も職員の方のスキルもいろんな意味で市民の目にさらされるということで、非常に教育効果があるというふうに言われておりますので、ぜひやっていただければとは思いますが、それは何とも言えないですね。担当課の力次第。

○会 長 職員に緊張感を持ってやってもらいたいよ、事業をね。それは、やっぱり住民参加という意味からすれば、事業に住民がこれについて採点できるというすばらしい条例なわけですから、そういうチャンスをたくさんつくっていただくというのは、ありがたいことだと思うので、これも二択でいきますか、二択で。次の委員会で、選択してもらおうと。

E委員。

○E委員 多分、この間2件あるものをすごく市民の身近で、しかもちょっと点数的によろしくなくて話を聞きたいというものが対象になっていたものなので、逆に点数が上がったと思うのですが、もしかして紙のベースではよくても、話を聞いたら下がるということも考えられるとは思いますが。不思議と、こういうものだけをうまく書いて、実際話を聞いたら、えっみたいなきっかけも実はあったりして、そうすると、時間の制約はあるかもしれないのですが、全部やったほうが本来の意味はあるのじゃないかなと。

前回、全部やると時間がないしという話だったとは思いますが、あとは来年度平成29年度に評価、中間ではなくて最終的なもので評価対象になるものが幾つあるのかというのを、今後の計画としてはそれも踏まえて考えなきゃいけないかなというのもあったりして、大変ですが。

○事務局 (A) 一応、先ほどの市民参加を実施する事業なのですが、来年度評価していただくのは終了評価が8、あと中間評価が5です。

○E委員 ということは、8事業は全部やるならやるということですね。

○会 長 そういうことですね。

○事務局 (A) その中で1事業、市民参加事業なのですが、市民参加を実施していないという部分があるので、その部分については、またどういう扱いになるか、また調査票の部分はあると思うのですが、一応、事業ごととしては、終了が8、中間が5というような内訳となっております。

○I委員 今回と一緒にだよね、8、5になる。イメージは。

○事務局 (A) そうですね。

○会 長 採点をしていて、やっぱり疑問に思ったので、そういう提言になったのですよね。だから本来からすれば、この私たちの委員会で、こういう話を聞きたいと申し入れするのが、本来の部分だったのですよね。

ただ、理想とすれば全部やっちゃったほうがいいよね。だけど、それは物理的に事務局がもう絶対できる自信があるの。

○E委員 この間は、たしか2個ぐらいを後半戦でやったのですよね。

○会 長 そうです。

○E委員 ということは、頑張れば、1回の会議で四つ、頑張れば四つを放り込めるということ、頑張ればですけれども、そうすると、2回、丸二日というのですか、2回の会議でできる可能性があるということですよ。前回ぐらいの程度であれば。

○会 長 これは、事務局ができるか、できないかの話になってきちゃっていますよね。そこで、やると言ってくれば、決まりだよ。

○事務局（J） 私たちの準備よりも、評価していただく委員の皆様のほうが、時間的な問題とかが大きいのかなというふうには思います。こちらは、担当課にそういう連絡をしてということになるのですけれども、ただ、1課当たり前回20分ぐらいでしたかね。

○会 長 そうですね。

○事務局（J） 結構長かったんで、それを考えるとちょっと厳しいかなという気はしますけれども。そこを短くても可能だということであれば。

○E委員 点数をつけるときの、一度点数をつけてからやるのか、それとも点数をまだ、調査票は見ておくけれども、ヒアリングが終わって点数をつけるのかによって、その時間は短縮できる可能性もあるのですよね。その辺をどうするかというところだと思うのですけれども。全部ならというのは、ある意味。

○事務局（J） そうですね。

○I委員 私の案は、基本的に全部やる必要はないのじゃないかというのは、基本的にスタンスは変わらないのですけれども、もちろんやったほうがいいというのはわかります。したがって、次の人たちのことを考えるというのなら、全てという修飾語だけ外せば、どうやっても選べるわけですね、次の人たちは。

○事務局（A） ヒアリングの部分について、今回、終了評価の全てという部分は、先ほどの点数の部分の中であったと思うのですけれども、そういった部分が過去8回の部分の中であるような部分の中であると、そういった部分の手直しも含めながら再度検討して、どういうのが本来、本当にいいのかというのは、先ほどのE先生のお話のほうからあった時間の短縮等も含めながら、検討していきたいと思います。

○G委員 じゃあ、ここで全てをそのまま我々の決めたことに残すのか、今言ったように、必要に応じてという言葉は濁して後に引き続くのかということですね。今のきょうの話としては。そう変えませ、変えませんが、全てこのままで行くのですか。

○事務局（A） こちらの全てという部分が答申の部分の中で、対応を受けてのやるというような部分ではあるのですけれども、こういったご意見等も先ほどいただいたご意見も踏まえながら、どういうふうにやっていくのかという部分も第5期の委員さんの中とも含めながら、検討していければいいかなとは思いますが。

○I委員 質問ですけれども、最後に、答申には全てという言葉は入っていないのでしょうか。

○会 長 入っていない。

○I委員 拡大しか入っていないでしょう。

○会 長 なるほど。

○I委員 なぜ記憶しているか、僕、そういう意味でさっき言ったように提案していたから、だから。

○会 長 じゃあ、I委員、もう1回。

○G委員 この文言をちょっと変えたらどう。

○I委員 全てという修飾語を外せばいいだけです。全てということを外す。

○会 長 最終評価に対しにしたわけね。

○I委員 終了評価に対し、職員ヒアリングを実施するというところですかね。

○会 長 終了評価に対しね。

○C委員 済みません。これって、報告ですよ。市側が、こうやってやってくれるというふうに、もう結果として出してくださっているのだから、それをまた、やらなくてもいいよというふうに言う必要はあるのでしょうか。

○I委員 だから僕は、逆に言うと、これ変わらなくても、議事録に残ればいいたいだろうと思って、今、発言しているのです。これは、Cさんが言うように報告だから。報告だとすれば。だから、全然これはひっくり返すつもりは全くないのです。議事録に、そういう意見があったというのを残したいなと思って、実は、今、お話ししているのです。

○C委員 確かに、この間の私たちの会議の中では、全部やる必要はなくてという話も出ました。それを市側は、もっとそれを重要に受けとめてくれて、全部やりましょうと言ってくださっていると、私はこれを解釈したのですけれども。

○会 長 すばらしい。

○C委員 であるならば、これは職員に対しての研修の一環にもなっているのかなというふうに理解して、市民に説明するということは、それなりに自覚を持ってやらなきゃ、この事業は進められない、やった結果においても、いろいろ言われることに対して、ああそうだったのかと、改めてもう一遍思い直すいい機会に当たるのではないかと思われるので、これは職員に対する研修の一環も含めての実施のかなというふうに、私は思いました。なので、今回、中間報告評価のほうが、ちょっとライトになったので、その分、こちらのほうに時間を割いてやらなきゃいけない話になってくるのかなというふうに思ったのですけれども。

○会 長 Kさん。

○事務局 (K) 今、C委員がおっしゃったとおり、事前研修をしっかりとやるということを今年度から打ち出しました。事前研修をやって、それから市民参加事業をやって、終わった後には今度は、それを踏まえてしっかりと市民の皆さんに説明できるように事業を展開をしていくのですよというようなことをセットで考えているものですから、先ほどおっしゃった教育効果という部分で、市民に職員が十分にやったことに対して説明をしっかりとできるというような意味合いで、思い切って全部というように考えた部分というのは要素として大きいと。

○会 長 このナンバー4にリンクするよね。この1番は。

○事務局 (K) はい、そうです。

○会 長 全体的に、そういう論調ですよ、これを読むと。パブリックコメント、ゼロの回答に対しても、市民のそういう部分、市側の研修だとかヒアリングを深めるといふふうになってありますから、多分そういうことかなと思いますけれども。

じゃあ、これこのままで行きましょう。いいですか、それで。

○ 委員 はい。

○会 長 ほかに。僕は、いいですか、僕の。3番目のゼロ回答をなくせという、かなり私が主張した部分なので、ちょっと気になったのですが、取り組みと実績の部分で、研修やヒアリング等を通じて積極的な情報発信や結果の公表など、市民の市政に関する参加意識を向上させるよう、周知啓発を行うとなっているのですね。

僕、これを見ていて、やっぱり出す側とか一つの事業を行う側が、市民のチェックを受けるわけですね。それに対する出す側の責任というのがあると思うのです。出す側の責任、どこから出たか、パブリックコメントをやりました、回答がゼロですというのは、僕は責任をとっている態度とは思えないわけです。

それで、やっぱりそれは再度練り直して、パブリックコメントをもう1回やるとか、あるいはどうしてゼロ回答が出たのかということ、事業担当課が内部でよく検討して、その結果をちゃんと、この委員会に報告するというふうな部分を据えないと、啓発したり何かするというので、ああ、しまったということになってしまうのではないかというふうに、僕、これを読んで思ったのですけれども。それについて、いかがでしょう。そういう疑問を持った。

Dさん。

○D委員 おっしゃるとおりの視点は一つありますし、もう一つは、三つぐらいあると思うのですけれども、今、会長がおっしゃったことと、もう一つは全然市民が興味がなくて、市民の側にも責任があるというの、もちろんあると思います。三つ目としては、非常に書き方がよくて、これはよく解釈すれば、あんまり問題がなかったと、だからコメントが出なかったという可能性もあるわけで、それは全て担当課のほうがかちんとおっしゃったとおり説明ができるかどうか、こういうことだったので、よかったのでコメントは特にありませんでしたとか、あるいは市民があんまり関心を持っていない、そういう反応がありませんでしたということをきちっと職員の方が言えるかどうかというところが。

○会 長 その報告を受けたいのですよね、この委員会としては。なぜゼロなのかの結果報告を義務づけてほしいのです。

○D委員 そうですね。

○E委員 そうすると、さっきの全てにヒアリングしたほうがいいということになりますね。

○会 長 そうなのです。だから、さっき申し上げたように、流れとしてはそういう流れになっているのです、文章そのものが。僕らが出した提案に対して、こういうことを考えて市のほうに出してきていますから、やっぱりやってもらったほうがいいし、足りないところは加えてもらったほうがいいわけです。その辺のところ、いいですか。

○事務局 (A) 先ほど言った、パブリックコメントの内容の部分に関しても。

○会 長 内容がよかったのか。あるいは市民の側に関心度がなくてゼロだったのか、あるいはパブリックコメントそのものの文言に問題があったのかと、この三つの点をきちんと報告して、そういうことでパブリックコメントはゼロ回答であると、それを、点数にかかってくるからね。僕らが採点する点数に。

○事務局 (A) 採点していただく部分の中で、期間ですとか意見を書く部分があると思うのですが、そういった部分が、なぜパブリックコメントが結果になったのかというのをきちんと結果報告できるように、周知啓発や研修等を行っていきたいというふうには思っております。

○会 長 周知啓発を行うとか何とかいうのを消さないで、そのまま残して、加えてほしいのです、それを。

○事務局 (A) 加えるということ。

○会 長 ええ。今言ったばかりの、私のことを。

○事務局 (A) はい。

○会 長 Gさん、何か。

○G委員 1番に戻るようで申しわけないですけども。我々のこの審議会の回数というのは、年に何回という制限はあるのですか。それとも、先ほど回数が2回あったらできるとか3回になったら、あるのですけれども、そういう制限がなければ、我々が審議会としていい答申出したかったら、仮に1回か2回かふえても、全てをやるという方向であったら、委員さえよければ、そういう方法も可能なのですね。いろいろな審議会見たら、物すごいたくさん回数やっている会議もあるし。そうすると、我々だって、そこら辺の皆さんが一生懸命やって審議するのに、上っ面だけササッと終わらせるのじゃなくて、もう1回か2回会議をふやして、最後、意見を聞くというのは、とても大事なことじゃないかなと思うのだけれども、その辺予算のほうとかいろいろ何か知らんけれども、あるのかどうか聞きたかったのです。

○事務局 (A) 一応、今年度は第5期委員会分として、7回分を予定のほうはしております。その7回の中で今回のように評価をしていただきながら、答申のほうを出していただくという形になります。

○G委員 そういうことは、予算もあるということね。回数もね。

○事務局 (J) 回数の制限というのはないですけども、ただ、予算的に今こちらが考えているのが7回ということなので、それ以外については。

○会 長 その7回の中で、市民参加としての結論をまとめてほしいというのが市の要望ですね。

○事務局 (A) はい、そうです。

○会 長 ほかに、ここであんまり時間をとっちゃうと、次の議題、きょういっぱいあるのです。せくわけではありませんけれども、前に一度これ触れていますので、ほかになければよろしいですか、次の。

○事務局 (A) そのような形で対応をさせていただきます。

では、続きまして、議題の2番ですか、市民参加条例の見直しについてということで、検討をするような形になると思います。

議題の2なのですけれども、こちら皆様に事前にお配りした資料2、資料3、資料4を使用しながら、市民参加条例の見直しについてご検討をしていただきたいと思います。

まず初めに、資料2のほうをごらんいただきたいと思うのですが、これは昨年、皆様より市民参加条例を見直すに当たり、どの部分が見直す必要があるのかというものを書き写したものになります。その中では、皆さんからこういった部分を修正すればいいのではないかというようなご意見をいただきまして、その部分について表にまとめたものになります。

続きまして、資料の説明なのですけれども、資料3のほう、こちらは市民参加条例の見直しを要するものに関する意見の集約についてということで、こちらは皆さんの意見の部分の中から、そのいただいた意見を取りまとめ、あるいは集計していく中で幾つかの傾向等がありましたので、その部分を事務局のほうからまとめさせていただいて、どの部分がポイントになっているのかというものをあらわしたのになります。

そして、最後の委員の皆さんにお配りした資料4、こちらA3ですね。引き伸ばしたものをお渡ししているものに関しては、これまでの市民参加推進会議における答申と、それに対する市の対応というものをそれぞれ表記しまして、それがいわゆるどこの条文に当たるのかについて指し示したのになります。

この三つを使って、市民参加条例の見直しについて、どの部分が重要になってくるのかというものを議論いただきたいというふうに考えているのですけれども。

その前に、こちら資料2ということで、委員の皆様からいただいた内容について、それぞれお時間等をいただきながら、どういうふうな形で記載したのかというものを皆さんからのご意見等をそれぞれ委員の方々からいただきたいというふうには考えているのですけれども。その中で、そのような形で進めていただきたいと思います。

○会 長 わかりますか、彼の説明。どういう意図でこの意見を出したかということ、各出した委員さんの意見を3分間取りまとめて言ってほしいということなのです。

僕は、この会議が始まる前にAさんと打ち合わせしたとき、これ3分間で、例えばH委員とI委員が3分間で、この部分の分量を説明できるのかなという疑問が出たのですね。

○I委員 できます。

○H委員 はい。

○会 長 できます。H委員、3分間で。

○I委員 僕はできます。

○会 長 大体、それと同じで進むことができますか。

○H委員 努力します。

○会 長 じゃあ、Aさんの狙い通り、3分間でできるようですから、できるというI委員から願います。資料2の経緯について。

○I委員 それでは、個別のことに入る前に、私の全体のまとめ方の考え方を15秒ほど。

私は、三つのカテゴリーで整理しまして、一つは、条例を一部改正をする必要があるかどうか1点、それから、逐条解説のように補足資料、具体的には逐条解説なのですけれども、これを追加説明など加えたらどうかというのを二つ目、あと三つ目は、調査表とか、さらに水準に照らし合わせて調査表を書くわけですけれども、それをやったらどうかというのが三つのカテゴリーです。

結果とすると、条例の改正については少ないです、はっきり言って。逐条解説の追加説明が結果多いです。その趣旨は、先ほど我々もそうですけれども、職員の方々に対しても、どれほど理解されているのかな、どれほど理解してもらおうのかなという意味で、逐条解説を厚くしたらどうかということになりました結果としては、という前提でございます。ですから、基本的に1番の条例の改正のところは、あんまりありません。

で、資料3で説明すれば、よろしいのでしょうか。集約のこれで説明して。

○事務局 (A) 集約のほうは、ちょっと集約の部分なので、具体的には、資料2のほうで書かれた内容の方ですね。

○I委員 では、資料2でご説明申し上げます。

前文のところです。総合評価の改善について、調査票の様式を改善すること、提言の必要事項もある場合には、それぞれ記載するとなっておりますが、これは冒頭に申しあげました3番目のグループの総合評価の改善についてのということでもあります。ですから、直接、条例の改正のことではありませんというふうに読んでください。よろしゅうございましょうか。

あと、定義、これは第2条の5項で、実施機関の対象範囲の拡大。左にありますように、現在、市長さん、教育委員会、水道事業ということになってはいますけれども、なぜこれに限定したのか、ちょっと私、まだご説明いただいてないので理解できないのですが、これだけじゃないだろうと。ほかの方もおっしゃっていますし、去年いただいた他の市町村の例でいっても、広いようですので、これは具体的にどこということではないですけれども、広げたらどうでしょうかという趣旨です。それが二つ目。

三つ目、市の責務、第4条関係。これは二つございまして、この条ハイフンのところは、条文改正の関係でして、(2)の逐は、これは逐条解説の提案です。

(1)に戻りますと、4条の4、議会の責務を新たに入れたらどうでしょうかということ。これ、ちょっと去年だったかな、ほかの市町村の例を見せていただいたのが、市が北海道のほうかどこかで出ていまして、ただ、市会議員さんというのは当たり前なのですね。僕は市民参加の最も、広く考えると市民参加の最たるものだと思っているのです。もっと市会議員しっかりしろという意味で、ここに入れなくても、そうでしょうという気がしているのですけれども。

○会 長 市民の代表ですものね。

○I委員 と思います。ですから、当たり前だから書かなくていいのだけれども、お尻たたきの意味では、入れてもいいのかなというようなニュアンスです、わかりやすく言うと。

あと(2)のほうですけれども、これは逐条解説のほうを詳しく説明したらどうでしょうか。市

の責務は第4条1でありますけれども、情報公開の場所、3カ所、我々、図書館とか何とかやりましたので、それはいずれ入るかもしれませんけれども、念のため、これきっちり入れたほうがよろしいのじゃないでしょうかということです。

次、市民の責務第5条関係、第5次総合計画の行政経営指針の中に、市民参加推進会議のことが何か具体的に入ってくるなら、それをきっちりフォローアップしたらどうでしょうかということで、これちょっと、私、勉強不足ですが、問題提起のつもりでございます。1ページは以上です。

2ページ目、第6条ですけれども、これは真ん中ほどに第2項のことで、市民参加の対象、これは対象となっている事項の説明と、対象でない事項の説明があるのですけれども、詳しくは言いませんが、わかりやすく書いたらどうですかと、このテキストを読む人のためにという趣旨です。内容は省きます。

次のページ、これは審議会の委員のところですよ。これは二つございます。

(1) 懸案事項、教育評価の内容の報告の件、これは私、具体的なイメージがないのですけれども、この会議で評価をするときに、教育評価の話が出ましたので、これも何か宿題があったのじゃないかなという程度の話です。

(2) 番、これも逐条解説のほうですよ。審議会の委員のこと、これも詳しく説明されたらどうでしょうか。無作為抽出制度を試行していることとか、あと問題になったのは、公募という趣旨の中で市民参加があるのですけれども、自治会長等の役職指定枠を市民参加なのか、そうじゃないのかという仕分けを逐条解説などでしっかりしたほうがいいのじゃないかと。私は、役職指定は団体指定みたいなものだから、ここでないほうに整理したほうがいいのじゃないかと思っておりますけれども、ここは何か議論が出てきたようなので、整理したらどうでしょうと、これも逐条解説です。

あと、委員の出席率の向上について出ましたので、出席率を書くとか書かないとか、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、これは逐条解説の話です。

次のページです。パブコメの話です。これ条例の2項で、意見公募のほかの方からも出ていますけれども、期間が短いんじゃないかという話が出ていました。私としては、D先生からも話があった、行政手続法の一部を改正があったならば、そういうレベルで合わせたらどうでしょうかということです。

それから4番、パブコメゼロ回答をなくすためには、先ほどお話が出ましたので、これは整理できているのかなと思います。

次のページ、第25条市民参加推進会議の機能。条例の3、市長に対する提案等のための機能強化の意見が出ましたですね。3では、左にありますように、市民参加推進会議の市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べるができるようになっていて、多分私はこれでいいのじゃないかと実は思っていますけれども、もうちょっと強い機能を持たせてほうがいいのじゃないかという意見がありましたので、当然、上のほうで出ていますけれどもということだったと思います。これは、そんなのがありましたねという程度の問題提起です。

それから、5では、対象事業担当課ヒアリングの拡大の実施を入れること、中間評価と終了評価の

重点化をしたこと、担当職員の事前研修の話、先ほど市のほうから事務局のほうから、いろいろやりますと出ていましたけれども、そんなことを逐条解説に詳しく丁寧に入れたらどうでしょうかという資料でございます。

最後のページ、これも逐条のことですけれども、ほかに我々の答申したこと、それから今まで答申してきたことの内容が出ていますけれども、これ一般論として必要事項を整理されたらどうでしょうかという程度です。

以上です。

○会 長 どうです、3分でおさまりましたか。

○I委員 おさまらなかったでしょう。済みません。

○事務局 (A) いえ、3分という中で。

○会 長 じゃあH委員、3分で。I委員のやり方じゃなくてもいいですよ。逐一じゃなくても、全体的なものでも。

○H委員 きょうは、資料として配付していただいていることに沿って報告させていただきたいと思います。

問題意識としては、個別の条文の具体的なところをこう直したほうがいいのかということ、これはいろいろ今までも意見も出てきていますし、過去からも答申されたりしてきているので、それを書き連ねるよりも、私の気持ちとしてということで、白井市は十数年前にこれを制定して、かなり先駆的な市民参加の手法を取り入れてそれをやってきたことだとか、その後、県内でも追いつかれちゃうような状態があったり、必ずしも条例自身は改正されなくても、いろんな市民参加にかかわるようなプランとか指針とか、そういうのがその後つくられて、ある意味具体化したり、充実発展させてきている面もあると。

そういう中で、基本的には私が一番いいと思うのは、自治基本条例もいろいろ出てきているので、どれが一番軸になって考えたらいいのかというあたりが、少し不鮮明というか、わかりづらくなりつつあるのではないかなと、職員にとってもですね。

そんなことから、自治基本条例みたいなのがどんとあって、これが基本理念ですよと、基本的な解釈の指針になるものですよというのがあったほうがいいのかと思う。

ただ、それができない間でも、市民参加条例がある意味、そういういろいろ方針だとかが出ている中で、条例として定められた唯一のものでありますから、ここでこの内容をもう1回その後、いろいろ具体化したり発展させたりしてきたことを取り込んで10年ちょっとたっているんで、それを充実させるということにしたらどうかというのが基本的な中身です。基本を定めないと解釈の指針が、こっちの方針はこういうふうに書いてある、条例はこうなっている、いろいろ出てきちゃっているような感じがちょっとしていますので、そのことが一番です。

あと、個別の具体的なことでは、今、I委員からも出されたり、ほかの委員の方からも出していることがいろいろあるので、それには全く私もほとんど一致していますので、異論はありません。

ただ、ちょっと角度が違うことで言うと、3ページのところにも書きましたけれども、市民参加の審議会については、公開とか議事録が十分、不十分というのがあったにしても公開されたりしているのですけれども、肝心の市役所の行政の政策決定がどうされているのか、議会も公開されていますが、それは今までで言うと、庁議の一番トップの政策会議、ちょっと位置づけが今度変わるのでか、そういうのがあっても、政策会議でどういう検討がされて、どういう決定がなされたかというのは、ほとんどわからない、具体的にどういう検討がされたのかというのは、そういう意味で言うと、この審議会なんかで言えば、この委員会なんかで言えば、誰がどういうふうに具体的に発言したと、逐語録も含めて出ているのという思いが、ちょっとあります。

そういう意味で言うと、市民参加云々ということよりも、情報公開の面で力の入れ方というか、ちょっと偏りがあるのじゃないかなと思っています。それは、市長への手紙の関係で言うと、公開されるけれども、各課のほうに寄せられる質問だとか、そういうやつでは公開必ずしもされないとか、ちょっと細かくいろいろ書きましたけれども、要するに条例と規定で例規集のほうには載っていて、これは公開されているのですけれども、実際運営しているのでは、基本指針だとか要綱だとか要領だとか、いろいろなのをたくさん市役所は持っているわけです。それは公開されてないから、されているものもありますけれども、大多数はされてないから、じゃあどういう基準でどういうことでやろうとしているのかというのは、わからないわけです。

喫緊の例で言えば、税金の減免なんかは、どういう基準でやるのかというのは、条例だとか法律の範囲内でわかるけれども、じゃあ市のほうは、具体的にこういうケースがあった場合、どういう判断をするのかというのは、大体、要綱だとか要領だとか事務指針みたいなやつを持っているのだけれども、それを出さないから市民のほうはわからないというようなことが結構あるので、それは要綱、要領とか、そういうのをきちんと公開すべきだというふうに思います。それは、市民参加云々というよりも、その前提となる情報公開という点で、もっと努力してほしいなと思っています。

特に、公文書の管理の問題で言うと、白井市は随分というか、かなり不十分なところが多いと私は思っています。今度、新庁舎の建設するに伴って、文章管理のことで言うと、ファイリングシステムを導入するとか、いろいろなことが計画されているようではありますがけれども、そこがやっぱりまず基本と、それは国会でもよく問題になっているように、文書なくしちゃったとか、そんな文書ないとか、うそを平気で言うとか、そういうことが国でやられちゃうと、市町村もやられちゃうとは思いませんけれども、そういうのが私自身も学校給食の問題とか、そういうので、明らか捏造じゃないかと、うそじゃないかというようなことが、結構平然と行われちゃうというところがあって、やっぱりそこが一番基本になるので、はっきりさせるということが第一じゃないかと。

あと、5ページのところで書いた、これは難しい、どこも日高市であれ、どこでもあれ、市税条例だとか使用料、手数料だとか、そういうやつは市民参加の対象外、市民参加というか、パブリックコメントも含めて何もやらないというのが基本に行政は普免されているけれども、市の税金をどうするかというのが、ある意味、市民にとって一番大事な関心事であり、また議会そのものが成立した原点みたいに私は思うのですけれども、そういうのを一律に除外するという点については、どうなのか

など。やり方は、いろいろあるとは思いますが、本来、一番議論しなきゃいけない税金のあり方だとか、そういうやつが、議会でも実際はほとんどされないのですね。国のほうで法律こう変わったからといって市長が専決処分しちゃって、議会では議論させないみたいなやつが結構定着、全国的にしちゃって、これはある意味本末転倒というか、一番原点が崩されていると私は昔から思っています、そういうことも含めて、何らかの市民の意見が反映できると言えるような仕組みはあったほうがいいのじゃないかなというふうに思います。

全体的には、そういう印象の中で、この市民参加条例そのものをちょっと質をブラッシュアップするというか、10年ちょっとたっているの、そういうものに大分、個別のこことをちょこっと直すとかではない向上を図ったらいいのじゃないかなと、こんなところです。

○会 長 わかりました。時間が押してきているので、実はもう5時になっておりますので、このまま押してこの話だけでもして、討論については、きょうしている時間がないので、次回持ち越しで行っちゃっていいですか。

とりあえず、じゃあGさん、この資料2について、それだけ全部。

○G委員 私は、市民参加推進会議に入って、あんまり市の行政というのを全く関心もなかったし、知らなかったものですから、こういう条例があるというのを見て、白井市ってすばらしいなと思って、ずっと委員をやらせていただいて自分も興味を持って、今回、Hさんの5ページにわたる、やっぱり白井市はこういうことを県内でも全国的にも先駆的な運営をやっているということで大変褒めているから、前からD先生からもそんな話、いいのだなと僕も思って、非常に白井市を誇りに思って、今日いるのですけれども。だから条例そのものについて、どうのこうの言える、まだ知識がないものですから、ただ、この6年間やって、具体的な委員の選定が、どうもいつもどこの委員会もバランスが悪い。年齢差とか男女の差とか地域とか、そういうバランスが悪いから、もうちょっとうまくやったらいいのじゃないかという議論は何度も何度も出ていますから、具体的にそれをもう少しやったらいいかなとか。

それから、主に思ったのは、この各課が出してくるものに対して、我々は審議するという立場なのですから、これもちよっとHさん書いてあったけれども、例の給食センター、ああいう大きな問題、我々からも逆に市長さんに、こういう問題はどうですかという、大きな問題なら言うようなことができないのかという我々の委員会としての、全市の市民の声ということを考えると、そういうことも大事じゃないかと、そういうことを二、三、この中に書かせていただきました。

そういうことで、いろいろとIさんとかHさん、いろいろ行政のほうのことをよくご存じで、細かい条例の根幹に当たることも書いてありますよね。それはまた、そういう知識のある方の意見も聞きながら審議していけばいいのじゃないかと、そういうことぐらいです。

以上です。

○会 長 E委員。

○E委員 私は、そんなに申し上げていないところなのですが、6ページのところで、毎回評価をつけるときに当たって、この評価で本当にいいのだろうかというのを、多分みんなが疑問に思っ

ていて、そこを全てきちんと一度見直す必要があるのではないかと私は思っています、なので、それを例えば今までずっと放置されていたわけですよ、言い方悪いと。一番最初に決めた基準でいついたと。それをそういうのではなくて、時期が来たら定期的に見直すというのを盛り込んだらいかかかなと思っていて、そうじゃないと基準が上がってこないなというふうに思っていて、それを書いたのです。ここ対応状況、丸と書いてあるのですけれども、対応されては、まだないのじゃないかと私はすごく思って、ここ丸じゃないんじゃないというのを、済みません、丸ではないのではないかと、まだ変わってないですよ、基準の数値って、あれ。

○事務局 (A) 済みません。基準や水準というのは、定期的に見直すという部分ではあるとは思いますが、これを丸にした経緯という部分は、過去に基準や水準というのをより厳しくしましょうというのが、平成25年度の点で対応しているという部分の中で。

○E委員 厳しくはなったのですか。

○事務局 (A) たしか平成25年度の答申の中で、基準や水準というのを見直しというのをやっている経緯がありまして。なので、もちろん定期的な部分となるとというのは、おっしゃるとおりなのですが、

○E委員 なるべく皆さん、いつも評価をつけて、これでいいのという多分、疑問視されて評価をつけている部分が、私なんかはすごく感じながら、これでいいのかなと。でも、毎年この評価のまま点数をつけていたので、本来、大事なところが、当時はそれでよかったかもしれないけれども、今も求められているものは違っていたりする部分があるので、それを明確に定期的に行うことが必要じゃないかなと。

あえて定期的にと書いたのは、ずっと疑問を持ちながら評価をつけているのはおかしいので、例えば何年かに一度でも定期的に見直して、この評価基準と水準と、あと点数のつけ方も含めて大事なと思っています。

それから、先ほどもお話、少しAさんからあったのですが、市民参加の対象事業が漏れていたことが、たしかあって、それは私は重要かなと思っています、対象が漏れないようにするための何を何か書かなきゃいけないかと思うのです。普通、それってどういうふうにして、この対象事業だということは、対象事業だと思った担当課がこの施策を事業で出すのか、それとも市民活動課のほうから、これは対象事業ですよ出すのですか。

○事務局 (A) この活動事業の抽出方法については、こちらのほうから各課に照会をかけて、対象事業の逐条解説の部分を添付しながら、こういった事業がある場合には上げてくださいというようなことを。

○E委員 上げてもらっているのですね。

○事務局 (A) はい。上げてもらっている部分もあります。

○E委員 上げてもらっている時点で、間違えていたって漏れていたと。

○事務局 (A) そうです。これまでは、そういう漏れが28年度にありました。なので、今回、抽出していた29年度からは、そういうようなことがないように、きちんと。

○E委員 ないような何かをつくらないと、また起こる可能性はあるなど、多分、職員の方だって減っているのに、事業がふえてという状態だと思うので、何か方策を変えたほうがいいのではないかと。そうすると、その対象事業だと思えば、多分、されるほうも、それこそパブリックコメントだけではなくて、それ以外のことに関して、多分、事業の提供方法が全く違ってくると思うのです。

ただ、どういう方法か、済みません、私ちょっとわからないのですけれども、とにかく対象が漏れないということと、対象事業を明確化するというところが大事なのかなと。そうすると、この資料3のところの2の市民参加の対象となる事業を明確にするというところに、ちょっと引っかかってくるのかなとも思ったりしまして。以上です。

○会 長 ただ、対象事業というよりも、何で上がってきたのかというのもあったよね。口腔何とか、歯科何とかとか。市民参加とどう、点数つけていて全くわからないで点数つけたよ、俺。そういうのも含めて、何で市民会議に上がってくるのかというのも、もう一度考えたほうがいいんじゃないですか。これは市長と教育委員会だけ、教育長か何かのあれも説明に来て呼んだけれども、何か言っていることが、僕よくわからなくて。

○E委員 ちょっと、ごまかされた感もありますね。

○会 長 何か、何で2人だけの部分が、市民への参加条例に引っかかってくるのかというのが、よく理解できなくて、米山さんと前の教育長と市長、仲よかったので、2人でやればいいんじゃないかって、僕、思っていたのだよね。こういうこと言っちゃなんだけど。議事録に残るので、言っておくけれども。

だから、よくわかる、市民にとって市民の意見が必要な事業だとか、その改変だとか、そういう部分が私たちの課題であり、肝心な話題に上げるべきものが上がってこない。それが今、E委員がおっしゃった部分なのだと思うのですけれども。例えば給食センターなんて70億もかかるようなものが、全くそういう市民からの部分がなくて、何だかPTAのあれだからといって、5年計画、市の将来の財政計画にも及ぼすようなことが平然と議会へ提出されて、それが通っちゃうという。こんな不健全なことを、それこそ我々が果たす役割というのは、そういうことのないように市民参加で点数つけさせてもらっているにもかかわらず、いまだにふんまんやる方ないです、私、これ。

済みません。はい。

○H委員 給食の問題もあるのですけれども、要するに基本計画だとか、そういうやつ、各障害者の問題、女性の問題とかそういうやつは、国が決めたやつをそれに沿ってつくれというような話が出て、それが最初つくるときはまだしも、部分的に直されたから、もう1回、そこを直すというやつで、それも基本計画にかかわることだからということで、要するにこの対象事業になって、市民参加、でも、しょうがないから担当課とすると、これをどうせ意見も出ないのじゃないかと思いつつ、パブリックコメントだけはやっておくかみたいな感じでやっているやつもあるじゃないですか。

一方で、基本計画でもない、条例でもない、例えば今回でもかなり鳴り物入りで、市長のもとで鳴り物入りに有識者による行政経営会議みたいなのがつくられて、それでいろいろ議論して、それで行政経営指針というのが制定された。

しかし、これは基本計画でもないし、要するに市の方針だということで、パブリックコメントもやられないし庁議にもかけられないと。私は、だから市民参加条例からすると、確かにそういう解釈になるのかもわからないけれども、あれだけ鳴り物入りで宣伝もし、そして、そのためのシンポジウムも開いて発表するようなやつだったら、せめてパブリックコメントやれよと。庁議にもかけないということは、要するに教育委員会なんかを拘束しないわけです、多分。市長が勝手に決めているような、答申を受けたやつを市長が決めたみたいな格好にしているから、せめて庁議にかけたらどうですかという意見を出したけれども、結論的には、もう、それは受けられませんということで進んできましたけれども、仮にああいう行政経営指針みたいなやつ、三鷹市であれば、ちゃんとパブリックコメントにかけて決めていくようになっているように思うのです。

だから、白井市の看板と実際やっているところでは、庁舎建設の問題なんかでいうと、極端に全国でも輝くようなやり方をやっていて、給食問題でいうと恥ずかしい限りみたいな、極端に差がある。市長の姿勢もどっちにあるのか、経営指針では、市民参加だというのが一番に出てくるわけですが、柱。そういうふうになっているけれども、じゃあ市民の声を聞きながら、少なくとも感想だけでも聞いてもいいと思うのだけれども、そういうのはそもそもやらないで、決めちゃうのだというふうにやっちゃうなんていうのは、ちょっと違和感を感じているところがあります。

○会 長 じゃあ、戻りますね。

○C委員。

○C委員 私は、この条例自体をどうこう変えるとか、つくるとか、そういうことは全く知識がないので、何も言えません。何も言えませんが、今までの会議の中で出てきたことを整理すると、例えば先ほどの給食問題なんか皆さんの話からは、市民の税金を多く投入するものについては、やっぱり市民がチェックをする機関が欲しいということやら、それから市民が市のやることに関して言える場所を提供するのは、どういうところかとか、そういうことに関して、この条例の中のどこを見ればそれが載っているのかというのがはっきりすれば、この条例がもうちょっと市民に対して生きてくるんじゃないかなというふうに思って、もうちょっと書き連ねました。それだけです。

○会 長 最後に、私になりましたけれども。

○G委員 まだ、D先生。

○会 長 D先生、そうだ。ごめんなさい。こういうのはD先生、抜けていた。

○D委員 私はさんざん言ってきたので。

○会 長 いや、この意見を寄せられた委員に今、意見を求めているわけ。いいですか。意見を寄せられない人でも。きょうは6時20分ぐらいまで。

○G委員 でも、きょうは6時半でしょう、予定は、

○会 長 6時半、20分に終わりたいと思います。僕もきょうは勘違いして急いでいるのですが、あと1時間。

私も、C委員と全く同じで、法律的にどうのこうのということ言われちゃうと、下を向いているような人間だったのです。たしか前回の会議のときも、法律的に詳しくないから、条例改正なんてわ

かりませんかと言ったら、D先生がすかさず、今まで討議した中でおかしいと思うようなことをいっばいBさん、言ったじゃないかと、そういうのを書き出せばいいのじゃないかというふうにおっしゃって、それで書いたのは今回出した部分です。

前文で、これは僕、この委員会1期目に、定義の中の(5)番で、水道事業を言うって、何で水道事業だけ入れたのだって、ずっと疑問に思っていたのです。

今回も、これ直ってないので、これをH委員は、具体的に事業を書いていらっしやったのですけれども、水道事業だけじゃなくて、ほかの事業も含めろというふうな形を一番最初から言っていたことだったので、この定義の(5)番については、水道事業じゃなくて、実施機関の名前を全部書いたらどうかというのが意見です。

それから、一番最初に、前文に戻りますけれども、4行目に福祉を享受する市民のと、福祉に限定するというのはどうかということで、福祉のみならずというふうに、ちょっと広く持ったほうがいいのじゃないかなということで、のみならずというのを入れさせてもらっただけの話です。

それから、市民参加の対象、これさっきの給食センターのことですね。給食センターの土地購入だとか、建物の新改築のある銭のかかるようなことは、市民会議にかけろと。これ、給食センターと入れましたけれども、これ別に特定した事業の名前じゃなくて、入れていただければなと思います。今回、たまたま一番引っかけたのが給食センターだったので、莫大な予算を伴うものとか、そういう形で書いていただいていた方がいいです。

それから、2の具体的な政策的な判断を要しない条項って具体的には何かと、僕、わからないかったものですから、政策的な判断を要しないものって、どういうものがあるかということ具体的にここにに入れてほしいということを書いた。市民参加の対象の2番ですね。

あとは、ページの一番最後の意見の公表方法で、4、市のホームページの掲載に続きまして、(4)として図書館の情報コーナーに設置を加えて、(4)その他の効果的というのを5にして、これを条文に入れてくれと。図書館の情報コーナーに設置ということを入れたらいい話。それだけの話。

それと、審議会等の委員で、これは議会の審議というのが参考資料にありましたので、これを私は議会とのありようが大事なことになるので、それも入れたらどうかというふうに思いました。

それから次のページ、公表事項で、これも僕がキャアキャア言っていたことですね。パブリックコメントについての。

それからパブリックコメントの提出の期間については、一応、3週間以上にしましたけれども、皆さん、二十日とか30日とかありますので、これをうまく取りまとめたらいいかんと思って、特に期間についてのこだわりはなく、3週間、今まではあまりにも短過ぎたということで3週間にしただけの話です。

あと、5ページの2番目、3番目か、その他の市民参加の方法の設定について、前回出していたいただきましたけれども、やっぱり他の市町村で精神的な部分をもうちよっ引っぱり出して、それを協議したらどうかということで、意見として入れました。

あとは、大体そんなところですね。D先生がおっしゃったとおり、疑問に思った部分をここに表明

させていただいたということで、条例そのものをこうだという知識はございませんので、こんな提案になりました。

以上です。とりあえず10分間、休憩をとりますか。5時半から、10分といっても8分ぐらいしかないですけども、休憩タイムをとります。じゃあ、5時半から。

(休憩)

○会 長 時間になりましたので、過ぎちゃいましたね。

事務局から、3、4、参考資料の資料について説明していただきます。

○事務局 (A) では、先ほど資料2の皆様から意見のほうを書いていたものを皆様より、大変短い時間で申しわけなかったのですけれども、会議のまとめをさせていただいたものを情報共有させていただきました。

その中で、皆様からいただいた意見を事務局側のほうでいろいろ確認をさせていただきまして、具体的な傾向というか、意見の集約というものが資料3で、いろいろ表現のほうができるのかなと思われましたので、こちらの資料3を中心にこういった意見があったということの部分について、ご説明をさせていただければと思います。

この部分の中で、幾つか委員の方から意見の提出をしていただいたのですけれども、その中でより多くの意見が提出されたものを主に大きく四つに分けられるのではないかなというふうな形がありました。

まず、1点目は、上から順番に行きますと、会長から全ての市民参加を対象とするべきではないかですとか、あとは副会長から第2条の5の定義、こちら定義を具体的に述べるのかというような意見の部分がありました。そういった4名の委員の中から、この市民参加の実施機関の対象についてご意見がありました。

そういった部分の中で、隣の部分の具体的な対応の例の部分で行くと思いますと、まず一つ目の傾向としては、実施機関の対象範囲、こちら現在、市長、教育委員会、そして水道事業というような形で記入をしてあるのですけれども、これを拡大するということが、まず、皆さんがご要望されているご意見の一つではないかと上げられました。

そういった部分の中で、下のほうの矢印として書かせていただいているのが、じゃあ具体的にこういった条例を解決する際に、どういうふうな解決方法があるのかというようなものを列挙をさせていただいたような形になります。

例えば、1番の実施機関の対象拡大の範囲では、全ての実施機関を対象にするというような対応が考えられると思います。解決には、そうした場合には、条例を改正する必要があるというような形で判断しました。

続きまして、2番目の部分に移らせていただきますと、こちらは、会長、副会長、そしてH委員からご意見をいただきました。具体的には、給食センターの土地の購入ですとか、あるいは多くの税金

を投入する行政活動を追加したほうがよいではないかというようなご意見をいただきました。

そういった部分を集約しますと、市民参加の対象となる事業というものを明確にする、こういったことが必要なのではないかというような意見になります。

そういった中で、具体的に事業を明確にする部分には、こういったことが必要になるのかと言いますと、一つの選択肢としては、この対象となる事業に事業費を設定、例えば幾ら幾ら以上のものは市民参加の対象事業になるですとか、こういったものの事業は対象にならない、そういったようなものを逐条解説の中に銘打つことによって、こちら事業を明確にすることが可能ではないかというふうな感じになりました。

また、3番目といたしましては、こちら市民参加条例の16条、主に5人の方から意見をいただいたのですけれども、パブリックコメントの提出期間の問題、3週間以上ですとか、あるいは30日以上、または行政手続きの基準に合わせたほうがいいのか、さらには周知努力の強化を行ったほうがいいのかというようなご意見がありました。

そのような中で、パブリックコメントの意見を集めるための工夫というものをしていく必要があるのではないかというような傾向があったと思います。そういった部分の中で、こちらを解決する部分としては、まず1点目としては、パブリックコメントの提出期間を延長するというような条例を、これは条例を改正することによって、物事のパブコメの提出期間を延長するようにしたほうがいいのかというような意見があったと思います。

また、こちらの下の方にも書かせていただいているのですけれども、このパブリックコメントの回答の部分につきましては、平成28年度に答申を受けております。そういった部分の中では、29年度から市民への参加意識を高めるために、情報発信として広報掲載の工夫や職員研修というものを周知啓発を実施していくような形となっております。

そういった部分のことを見定めて、それでもパブコメができないという部分であれば、そういったお話にというような選択肢も設けさせていただいております。

そして、四つ目の傾向といたしましては、市民参加推進会議の機能の部分ですね。例えば、G委員から市長より委嘱された部分とあわせて、市民参加推進会議が市民参加が対象にするべき理由を市長に提案できるようにしたいですとか、あるいは市民参加の検討の提案のための機能強化を図っていったほうが、より市民参加が進むのではないかというような意見が出ております。そういった部分の中では、いわゆる市民参加推進会議における権能の強化、こういったものをやっていくべきではないかというような意見がありました。

では、その権能の強化をどういうふうに図っていくのかという選択肢の中では、一つ目としては、まず、市民参加推進会議から具体的にこういったものを議論したほうがいいのかというような提案の提出の権能を持たせるというような、解決策があります。これにつきましては、条例改正が必要ではないかなというふう考えております。

また、二つ目に関しては、意見聴取の位置づけということで、これまでヒアリングというものを平成28年度からやってきてはいるのですけれども、今度は、ヒアリングというものをきちんと市民参加

推進会議に位置づけることによって、これを本格的にやっていくというようなことが考えられるのではないかと思います。そういった場合には、逐条解説の改正等でヒアリングについてきちんとすることで、より市民参加推進会議を強化していくことができるのではないかなというふうに思います。

また、これはH委員からのご意見なのですけれども、先ほどご説明のありました市民参加条例をよりブラッシュアップして、自治基本条例ですね、そういった新たに制定していくことが必要なのではないかなと思います。そういった部分の中では、市民参加条例にあわせた、あるいはそれにかわる新たな実施基本条例の新たな制定というような意見等も出ました。

委員から提出された意見という部分の中では、事務局側としては、大きく五つの部分に意見が集約できるのかなというふうな形で、今回、資料3をつくらせていただきました。

また、それ以外にも、今回出た意見のほかの部分でも、これまで市民参加推進会議において、ずっと審議を行ってきた事項というものがありました。それは、先ほど審議委員会の公募委員の提言の部分の中で、G委員のほうからおっしゃられた部分があると思うのですが、審議委員会における公募委員ですとか、女性委員の割合の低さ、そして参加する市民の少なさの問題というものが、これまでずっと議論をしてきたというような話がありました。

そういった中で、市民参加の公募委員というものをより拡充していくため、これまで平成28年度、昨年度から無作為抽出による公募委員討論制度ですとか、そういったものが開始されてきて、議会の中でもこれまでやってきた委員の部分が、より門戸を開くようになってきたというふうな部分があります。

そういった流れの部分から行きまして、こういったいわゆる審議会の公募が、少ない部分の中から発展していったという部分の、こういったこれまでの意見というものを組み合わせていただいたのが、5番と6番の部分の中で考えられます。それが、例えば5番に書かれてありますように、審議会における公募委員の拡大という部分でもあります。この部分につきましては、具体的には、市民審議会において公募委員をつけるかどうかという部分は、現在、努力規定の規定になっていると思います。そういった部分をより公募委員を拡大していくというような形の中では、例えば市民公募枠の設置について、ある程度より強い義務化というように考えていただきたいのですが、より審議会の中に公募というものを入れていくべきではないかというような解決策があると思います。この部分については、条例のほうの改正が必要というような形になります。

また、審議会における公募委員の拡大のもう一つの選択肢としましては、市民公募枠の目安を設定する必要があるのではないかと思います。これは、先ほどE委員の中でお話がありましたとおり、市の市民参加において評価をする基準というものがあろうと思うのですが、その中では、例えば市民より身近な審議会については5割以上、あるいはより専門的な委員に対しては、30%の委員公募枠をつける必要があるのではないかなというようなご意見が出てきていると思います。

そういった市民公募枠の目安というものを、今度、逐条解説の中に明記することによって、それを見た職員が市民の公募委員の枠を拡大するというような手法自体もできる部分があるのではないかと思います。

また、最後に先ほどもご説明した無作為の抽出における制度というものを、現在、試行的に審議会で行っているのですけれども、それをより活用した市民参加の機会の拡充というようなものも考えられるのではないかとこのように考えております。それは、先ほど会長のほうからおっしゃられましたとおり、市民討議会というものを、現在、先進的な事例の中では市民参加条例の中に組み込んでやっている事例もあります。

そういった部分の中で、市民討議会を新たな市民参加の手法、いわゆるパブリックコメントですとかワークショップ、そういった中のものに位置づけるというようなことで、より公募委員、審議会における委員の市民参加が進むという部分も考えられます。これは、当然、新たな市民参加の手法に位置づけられた場合には、条例改正が必要な部分ではないかというふうに考えています。

また、市民討議会をその他の手法に位置づけるというような手法等もあります。これは、その他の手法において、逐条改正というような形の中で、こういうようなことも考えられますというものを明記することによって、その市民討議会というのをより一歩一歩近づいていけるのではないかなと思います。

このような形で、この資料2の中で、先ほど委員の皆様から意見をいただいたものを、事務局の中でどういう部分の中で集約していったら、こういうような解決方法が考えられるのではないかとこのものをお示しさせていただいたのが、この資料3になります。資料3と、また別添の資料4ですね、資料4では、市民参加推進会議におけるこれまでの答申の結果、具体的にどういうふうに答申を受けて、市からどういうふうに対応が変わってきたのかというものをこちら参考意見としながら、今後の市民参加条例をどのように変更していけばよろしいのかというものをご議論いただければというふうに考えております。

済みません。休憩時間中に皆様にお配りさせていただきましたのは、5月23日、きのうの朝日新聞の中で、市民参加の無作為抽出に関する先進的取り組みという部分が記事の中で載っておりました。こういった事例を踏まえながら、新しい市民参加の手法という部分も、こういった手法が先進的になりつつあるという部分の現状等も踏まえながら、今回、これも参考意見、参考資料といたしまして、ご議論のほうをしていただければというふうに考えております。ちょっと難しい部分もあると思うのですけれども、資料3と4、あと、参考資料についての説明は、以上です。

○会 長 全部、とりあえず資料4まで説明をいただいたのですね。じゃあ、資料3からかな、何か質問及び意見がございましたら。

はい。

○H委員 非常に難しい問題だと私自身も思っているのですけれども、ブラッシュアップするためには、前文をいじったほうが僕はいいと、基本理念、基本原則を大体書いているので、それで前文の中の私が少し気になるのは、市民の意見を聞きながらの協働という表現だとか、要するに意見を聞きますよという感じにとどまっているのです、この時点で比較的。その後、いろいろと市民参加云々を充実させるということで、いろいろな方針がつけられてきているのですけれども、その辺では市民自治、その後の市民が一体の市民自治のまちづくりだとか、市民参加がもっと大分、質的に引き上がってい

るようには私は思っていて、そういうのを反映した前文に、一つはしてもらいたいなというのが一つです。

いろいろ言うといけないので、あと先ほどちょっと控え目に言ったのですけれども、市税条例だとか手数料だとか、そういうやつは対象外にしているわけです、現行で。それで、逐条解説を読むと、市民税、固定資産税など、全て地方税法により税額、税率の規定があるため、市民参加を対象にしない、そういう説明ですけれども、地方税法が市民に対して深く課税の根拠ではないわけです。地方税法は、あくまで準則法みたいなもので基準みたいなもので、実際に課税の権限を与えているのは条例なわけです。

その条例で、地方税法で全部決まっているのだったら、ある意味しょうがないと。そうじゃないのです。地方税法はあくまでも基準で、だから固定資産税も標準税率だとか、そういうのは地方税法でうたっているけれども、もっと引き上げてもいいというふうになっていて、現に引き上げているところがあるわけです、結構。

ですから、そういうことも含めて、この表の逐条解説だと、全部地方税法で規定されているかのように表現しているのは、これ正しくない。固定資産税なんかは、わがまち特例だとかといって、地方の課税権、地方の裁量権を拡大するような措置が、だんだんとられてきているのですね。

それなんかも含めて、例えば固定資産税を白井市で財源が非常に厳しいということで引き上げたいということ、例えばそういう条例を考えた場合に、この対象にしないでいいのかといたら、それはすべきだと絶対私は思うのです。

それから、使用料、手数料のここの表現も気になって、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内において対価を負担するものであり、料金の設定については原価主義をとっていること、また直接個人的な利害にかかわることから、対極的な判断が難しいことから市民参加の対象としない。

これは、市民が対極的な判断ができないと、利害関係がある場合と聞き取れなくもないような表現になっているけれども、例えばわかりやすいので言えば、この隣にジムがあるじゃない。これで、私は65歳になったから、ただで利用させてもらったりしているのですけれども、私はただじゃなくていいと思っている。65歳だったら、少し年金生活になって苦しいというのを配慮してくれるのだったら、一般人が300円だったら、せめて100円とか半額とか取っても、僕はいいと思っている。その利用者であったとしても。

それとか駐輪場の年間の使用料が、今、2,000円ぐらい。原価計算すると5割は市が負担するのですよという原則を決めているので、2,000円なら2,000円にしているというけれども、私たちの市民で利用している人の意見の中でも、2,000円は安いんじゃないかと、もうちょっと取ってもいいのじゃないのと、そういう意見だって、現に結構、有力にあるというふうに私は認識しているのです。

そういう意味で言うと、一番ある意味、お金の問題が市民に関心、税金も含めてですけれども、ある問題を頭から、必ずしも正確な表現でない逐条解説で否定しちゃうというのは、いかがかと。だから税法、専決処分をやるような国にほとんど連動せざるを得ないような税法改正が、毎年あるのも事実なのだけれども、それまで全部パブリックコメントをかけたりの必要は僕はないと思うし、かけ

たところで、それに応えられる人は、ほとんどいないと思う。

でも、仮に制限税率にかける、標準税率を超えて税金をかけるだとか、わがまち特例という、ほかのところではやらない特例を白井市としてはやるだとか、それとか細かい話になれば、固定資産税の評価の中で、みなし規定というのがあるのです。所有者に対して課税するというのが原則なのだけれども、例えばテナントが内装なんかをやった場合に、その所有権は民法の規定で符号という規定で、所有権は軀体であるスケルトンというか、軀体を持っている所有者が所有権を取得するというものになっているのだけれども、固定資産税の場合は施した人、テナントが施した人を所有者としてみなすことができるという税法の規定になっている。それは、できるという規定だから市税条例でみなすというふうに決めなかったら、みなせない。決めて初めて、みなせる条例に定めて、そういう規定もあるわけだし、そういうことを考えると、頭から地方税法があるから対象にしないというのは、すごく事実と反するし、違和感が非常に強い、手数料の問題もそうです。前文と、その二つ。

○I委員 よろしいですか。

○会 長 はい。

○I委員 全く別の角度から申し上げますけれども、これどういうふうにして集約しているかをまず確認しておかないと、今、Hさんの話、非常に重要な話だし、せつかくこの様式で事務局がここまでまとめたのだけれども、実はこの事項、全然入ってないのです。それが一つ。

二つ目、これ、D先生にお伺いしたほうがよろしいかどうか。この条例そのものは、根拠法令は地方自治法か何かにあるのですか。

○D委員 これに関しては、もう。

○I委員 地方公共団体が勝手に。例えばモデルがあつて、それに基づいてこういうのをつくるんだみたいなことではないのですね。

○D委員 それはないです。昔は、市民協働何たら法というのをつくって、それを全国にやらせるという議論はありましたけれども、それはもうないので、そのものはないです。

○I委員 全く独自。

○D委員 はい。

○I委員 わかりました。ありがとうございます。

○会 長 D先生、どうですか。今のHさんとI委員の話は、どういうふうにまとめたらいいですか。

○D委員 方法論とH委員おっしゃったので、方法論で行くと、まず、最初にできるものと、できないものと分けないとまずいと思うのです。できるものというのは、恐らく逐条解説の段階で訂正できるもの、それは多分、庁議の段階で、あるいは担当者がお話をさせていただいて調整をしていただくと。先ほどの地方税法のお話も、これさっき調べていたのですけれども、2016年の3月ぐらいのものですから、地方分権一括法ができて、自治体がある程度自主性をもってこういったことができるようになったのは、2000年の施行からだと思うのです。

なので、ちょっとしようがないかなというふうに、よく言えば解釈ができるのです。逐条解釈の部分で解釈できるものは、訂正できるものは、それでやっていただいたらいいと思いますし、それは担

当課さんの努力でできると思います。

だから、問題は条例そのものの改正になると思います。恐らく、I委員とH委員は、よくご存じだと思いますけれども、条例の改正というのは、まず、この担当者と、あるいは庁内で調整を図っていただいた上に、さらに総務という調整担当の人たちがいて、物すごくハードルが高くなる上に、さらに議会が控えているのです。

なので、僕はちょっと、こちらの議会の状況を知らないので何とも言えませんが、大体、議会は自分たちが市民の代表で市民参加の全てだと思っているところもあります。なので、そういう意味では、おわかりだと思いますけれども、そういうところで反対されるところもありますので、できれば条例改正はちょっと先にして、まず要綱、あるいはここで言う逐条解説で訂正できるもの、こちらを優先したほうが可能性はあるんじゃないかというふうに思います。それが私の自論です。

○I委員 関連でいいですか、二つだけ。一つは、見直しをするということについては、この資料4で見ると、平成25年度の市民参加条例の見直しについてということで、初めて出てくるわけですね。これで動いているわけですね。

○会 長 そうですね。

○I委員 ということですね。もう一つは、今、D先生がおっしゃったように、実は中身を申し上げると、資料3に基づいて、条例の改正をしたほうがいいのか。逐条解説は、前回のところで改正可能ですというお話でしたから、D先生がおっしゃるように、だから僕も冒頭で言ったように、自分のメモは、どちらかというとならぬ逐条解説のほうに重点を置いてきたわけです。

二つ目に言いたかったのは、見直しはしたわけですねということ、この条例改正を本当にやる気なのかという話なのですね。

○会 長 どこだ、ここで。

○I委員 いやいや、進めるかどうか、ここでやってくださいとお願いしてもいいにしても。だから、それはこっちの条例どうするのというのもあるとあって、最終的に条例改正あり、なしなのかということまで、きょういくのかなと思って出てきたのです。

ということなので、大事な話をこれに載せるのかどうかしないと、話がこれだけでどうも終わりそうもないから、Hさんのご提案で行くと。その扱いをどうするのかなということをしなくて、ここだけ走っていても、そういう気がしました。以上です。

○会 長 皆さんが、どうも。とにかく、僕、そういうところに踏み込まれると、どうしていいのか全然わからないのです、進め方についても。果たして、市民参加会議がそういう部分まで、税金の取り扱いの条例まで踏み込んで、改正を提言する場なのかということを考えちゃうのね。でき上がって、市民参加の部分でこういうことを条例改正が、それからこういう事業をしていますということを点数をつけるので、俺たちは参加していると、僕は最初からずっと思っていたわけね。

だけど、例えば言ったように、水道事業だけに限っているというのは、これはおかしいよとか、そういう部分で引っかかるところを見て踏み込んで、果たして税金そのものが矛盾があるから、市民サイドとして税金の条例までも踏み込んで直すべき会議であるかどうかというのが、僕には判断できな

いのです。

皆さん、どうしますか。

○E委員 段階的に考える必要があるのじゃないかなと思って、逐条解説の部分と条例の部分と、それでさっき会長さんが言われたのですけれども、私もさっきも言ったのですけれども、評価基準がこれでいいのかという、私たちのいわゆる審査の推進委員会の業務のすごい中心である評価基準を、あれをこれでいいのかという話を多分みんながしているので、あそこをどう変えるかによって、それが、その項目が条例の部分なのか、逐条解説でいいのかというふうに、分けられると思うのです。

だから、逐条解説とかなかったら、どうにか変えられるんじゃないかというふうに、レベルとしては低い部分でクリアできると思うのですけれども、それが条例に引かかる部分だったら、それはできるか、できないかという範囲になるのじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○会 長 そうですよ、実際はね。

○E委員 あれが一番踏み込みやすいし、こちらとしても疑問を持っていたり、思いが多分あそこが一番詰まると思うのです。

○C委員 というか、もともとこの市民参加条例は見直す時期で、それでもって私たちが実際、この市民参加の手法でやっている中の意見を変えるという会議の中で、こういう意見が出ていますよというのを伝えるための、今のこういう場所なのですか。

それとも、そうじゃなくて、私たちがこれを行っていることにおいて、こういう不満があるから、これをぜひとも条例を変えることによって、やれるようにしてくれというふうに意見を集約している場所なのかというのは、ちょっと私はいまいちよくわかってなくて、この条例そのものを私たちがじっくり回すことは、ちょっと私にはすごい荷が重くて、もともとよくわかってないのに、これをどういうふうに持っていったらいいのかよくわからないので、何とも意見は言えないのだけれども、この条例を使うに当たって、私たちがこれに基づいてやるに当たって、ちょっとやりにくい部分があるよねというのは、何となく皆さんの会議の中では意見として出ていますよね。

それを今度、変えますよ、見直しをしますよという段階で、使いやすいようにしていただける、その意見を吸い取っていただいて、使いやすいように変更してくださる場に持っていくだけの話であるならば、いろいろな意見がこの中でも出るのじゃないかなというふうに思うのです。

○H委員 ちょっと確認しておきたいのは、僕らが委嘱された時点で、役割は評価することと、条例とかの見直しに関するのと、二つ僕らの権限というか、与えられたのだと思うのです。

○C委員 でも、見直しに関するとは、それこそ条例をつくり直すというか、改正することが私たちの仕事なのか、そうじゃなくて、私たちが動きやすくなるための方策を載せていただくように変えてくださいというふうをお願いするためのものなのか、どちらなのですか。

○H委員 変えてくださいということでもいいじゃないですか。

○D委員 多分、Aさんがつくってくださった5ページ、この資料2の5ページに、確かに市民参加推進会議、昔からおっしゃっていたように、推進会議は、以下の市長の諮問事項に係ることについて調査審議するというふうにして書いてありまして、25条第2項第3号ですね。この条例の見直しに関する

事項とあるわけなのですね。市長の諮問がどういったものかというのは、一つ重要なことで、市長が例えばどのようにお考えになっているかというのは、一つ重要な諮問事項で、もう一つは、第3項に、推進会議は市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べるができるという点では、条例について述べるができるので、今、副会長がおっしゃったように、自分たちの都合のいいように使いやすいように条例を変えてくださいというふうなことも言えますし、時代おくれたから、やめたほうがいいということも、先ほどのHさんのような話も両方できると思うのです。

○C委員 だけど、そうすると、意見を言えるのだけれども、細かい例えば前文をこの言葉に変えて、こういうふうに言ったらいいので変えてくださいと言って、実例を挙げて提出するのじゃなくて。

○E委員 それは、たしか私たちの意見を職員さんのほうで変えてくれる、スペシャル専門家じゃないから、盛り込んでくださるのを提示してもらおうという話に、たしかになっていた気がするのですけれども。こちらは意見を言う。で、それを条例なのか逐条で済むのかどうかは判断してもらって、盛り込んでもらうというのが、多分、市民参加の課の方のお役目だった気がして。そうですよね。

○H委員 そうです。希望を言えばいいということです。

○C委員 じゃあ、意見の集約ということの資料3のここになってくるわけですね。

○I委員 同じ趣旨なのですが、僕、さっき繰り返し言ったのは、Hさんの意見が入っていないから言ったのだけれども、ここに意見を出せばいいのです。それをそれを集約したのが、これなのです。だから僕も丸をつけてあると言ったけれども。これでいいのじゃないかと思うのです。

あと、立法技術、あるいは情報を条例技術というのかな、これを例えば福祉を会長がおっしゃったように、どうするかということは、ここで意見を出せば、あとちゃんとプロがやるわけで、ここでプロ並にやることは到底できないわけですから、様式でいけば、方法なのですが、ここにきっちりこれを整理した上で、これを集約すると、それで十分なのじゃないですか。

これで行くと、条例の話と逐条解説の話と、僕がさっき言ったように、3点目は総合評価の改善ということで、様式とか何かの話を出していますけれども、それをずっと盛り込んでいけば整理できるのじゃないかと思うのですけれども。そのことをここで確認すれば、それでよろしいのですねと。

○C委員 ただ、これは、済みません。それぞれの委員が書き込んだのを集約してくださったので、これを会議としての統一した意見ではないですよ。

○I委員 そうです、今のところ。

○C委員 今のところは。だから、それを確認して、これが会議の総意ですということをお願い。

○I委員 それが一番よろしいのです。

○C委員 そういうことですね。

○会 長 そういうことですね。

○I委員 だから、集約するというのは、これ出しましょうということを確認するということですね。

○会 長 そうですね。

○I委員 会議の統一の意見として出す。例えば、会長の話とか漏れちゃったけれども、どうしても入れてくれというのなら、これは個人的な意見ですと言って入れればいいだけの話ですから。そうい

う物事の整理になるのじゃないかという気がしていますけれども。どうでしょうか。

○事務局 (K) まとめさせていただく中で、理由というものをしっかりとこの会議で、こうこうこういう理由があるから、こういうふうにしてほしいという、そういったようなものをセットで出していただければ、それを答申書の案という形で、私たちの事務局のほうでしっかりと取りまとめていきます。

その中において、また、今度は優先度だとか、あるいはさらにふるい分けしていくような何か考え方などがあれば、それもあわせて盛り込んでいくこともできますので、まずはこれをたたき台にいただいて、今、H委員からの発言の中で、ちょっと私たちのまとめた中には入っていなかったですけども、入っていないものがないかどうかということをご皆さんに確認をいただいた上で、その中から取捨選択していただくなり、あるいはこれを皆さんの合意で決めていこうねということで選ぶとか、あるいは合意をとっていただければ、私たちのほうでそれをまとめた答申案として、次回提案をさせていただきたいと思います。

○会 長 今まで出た意見の中で、それはいらぬのじゃないのという、出ないよね。みんな、そのとおりだっていう形になったじゃないですか。それは皆さんも同じ作業をやっていて、共通の認識になっていると思うのです。これ、出ている意見、どれ一つとっても、間違ったことを言っているのは一つもないですから。

○事務局 (K) 事務局もそのような想定で、案として出させて。

○会 長 要するに、重なっている部分が結構ありますよね、意見の中で。もちろん、パブコメの期間についてはバラバラですけども、とにかく短過ぎるから長くしろということには、まとまっているじゃないですか、これは。そういうことを取りまとめて、例えば二十日にしようとか30日にしようとかということを取りまとめていただくのは、事務局でいいということ。

○I委員 そこはできれば。

○会 長 決めたい、ここで。

○I委員 ここである程度オーソライズしないと、例えばパブコメだと。

○会 長 そうだね、3週間から30日まであるのよね。

○I委員 3週間、二十日、30日以上、余計わからないけれども。

○会 長 じゃあ、手段としてはそういうことを、1個ずつ詰めていっちゃったほうが早いよね、話が。

○E委員 具体的な数値のところはゆっくり、こちらで決めたほうが。

○会 長 いい。

○E委員 意見は反映されるのじゃないか。

○会 長 そうですね。

○E委員 載せるかは別としても、希望というか。

○会 長 じゃあ、例えばこの資料3のさっき言ったように、集約されたものを1で、これは条例改正だって書いてある部分については、ここで取りまとめるとすれば、この意見をここに入れちゃうと

かということをごっちで注視するというごこと。

○I委員 つまり、これは内容が入ってないのですね、資料3は。改正するかどうかというわけですから。Kさんがおっしゃったように、理由を説明してくれということも含めて、どこをこういうのを、例えばパブコメで言えば、二十日にしてくれというのか、期間を長くしてほしいという文言を入れるのか、理由説明で二十日もあれば30日もみたいなごことで集約していかないと、ごこの意見をまとめられないのじゃないかと、僕は心配してさっきから。

○会 長 それはそうですね。

○D委員 よろしいですか。1点なのですけれども、先ほどI委員がおっしゃっていたように、H委員の話が入ってないから話が進められないということだったのですが、確かにごこの中にH委員の話が入ってないと、ごっちの集約のほうにも反映されていないので、ごこの資料3というのが多分たたき台で一番見やすいと思うのですね。これが、多分、議論するときが一番いいと思うのですが、これにH委員の、一応、入っているは入っているのだけれども、もうちょっと入れたほうがいいということであれば、入れていただいたほうが、集約という点では、あるいは議論の点でもすごく話しやすいんじゃないかというふうに思いますので。

○会 長 この自治基本条例というところですか、H委員の。

○D委員 ええ。H委員、まだ言いたいごことがあると思う。

○G委員 いっぱいありますね。

○H委員 そういうごことではないのです。前文をちょっとブラッシュアップしたいと、私の希望は。

○I委員 だから、お話で申しわけないのだけれども、資料2に落とし込んでもらえばいいのですよ、ご意見を。このペーパーはわかりましたから。

実は、僕もペーパーつくったのです。これ配ってもいいかなと思ったけれども、これしいてしないで、全部ごっちに入れ込んだのです。大したペーパーじゃないので。さっき言ったように、これは条例の改正と逐条解説の改正と総合評価の改善と、そのほかに分けたのですけれども。

○会 長 資料3と似ていますね、ごっちの分け方が。

○I委員 そうそう。だから、Hさん、せっかくいい意見を出されているのだから、前文だけでいいというのなら、資料2のレベルで、入れ込んでもらって、資料3に集約すると。これは、さっき言ったように、やるか、やらないかだけの話で、中身をごっち見ないとわからないわけですから、ごっち二本立てで整理していったら、皆さんの意見集約できるのじゃないかという気がします。

○D委員 あえて言うと、ごこのI委員の話ですが、2はなくても資料3のほうに入れていただければ、例えばごこの前文の改正というのはありませんので、前文の改正とかと入れていただければ、資料3のほうからHさんの書いていただいたものを見るという手もあるので、多分、Aさんの負担も相当でしょうから、3のほうに集約していただいたほうが、これを見て、みんなで議論できるのじゃないかと思うのだけれども。

○E委員 資料2の例えば2ページの会長が言われた意見の公表の方法というところ、三つセットと言っているのじゃないですか。図書館の情報公開、これ絶対言っているから、多分これが必要だとなる

と、意見の公表がここに資料3には載っていないので、こういったのをAさんもお負担だと思うのですけれども、資料2をよく見ていただいて、資料3に盛り込まれていないところが、まだ多分ある。これも、9条だから入っていないので、そうすると、もう少し、資料3のほうの大きい1、2、3、4とかいうのがふえていく可能性があると思うのです。細かく見ていくと。

○I委員 大事なところなので発言しますけれども、E先生がおっしゃること、全くそうなのですけれども、つまり資料2で意見をどんどん出しておいて、ここで集約したやつをこっちに移動しないと、2に載っているやつを全部3にすると、3がまとめ切れなくなってきちゃうのじゃないかと、僕思っているのです。だから、ぜひ大事な貴重なご意見、Hさんのご意見をここに入れたらどうですかと申し上げているのです。

○会 長 事務局、どうですか、今の。まとめる立場として。

○事務局(A) こちら資料3のほう、ごめんなさい、説明が不十分な部分はあったかと思うのですけれども、意見の集約という部分の中でいうところの中で、幾つか選定のをさせていただいたという部分なのが、委員の皆様からいただいた意見が、例えばことに多い部分、委員の皆様が共通認識として課題だと思っている部分というものですとか、あるいはここは先ほどI委員がおっしゃったように、ここは変えなくちゃいけないとかというようなお話をより集約というか、一つの傾向としてあらわしたものに becomes のですね。

○会 長 例えば、僕が提案した図書館に情報コーナーを設置するというのも、4に入れなさいという提案をしているけれども、それがこの資料3には書いてないという議論があったよね。そういうのは、どういうふうに事務局としては取り扱うの。条例改正になるわけでしょう、それは。

○事務局(K) A3で1枚ぐらいで6項目ぐらいで出ささせていただく中で、これ以外にも意見としては多数あったよねというものがあれば追加をしていただいて、それでその上で、例えば10項目、12項目とかなった時点で、それを集約してどれかを選ぶか、もしくは12項目全部出そうとするかということはこの委員会の中で。

○会 長 12項目全部出す、どうですか、集約できますか。

○D委員 まず、せっかくですから、資料3をもとにしないと切りがないでしょうから、資料3あたりをまずやっていただいて、個別のことはさらに追加というふうにしたほうが早いと思いますね。

○会 長 例えば、パブコメの期間について、3週間から30日出ていますけれども、それについては、きょうやっぱりここで集約しないと、何日にしますというのを。

○D委員 そんなに時間はかからないような気はするのですけれども。

○I委員 これは条例に2週間という数字が出ているから、改正したほうがいいということで書いてあるから、これはこれでいいのだと思うのです。

○会 長 2週間で。

○I委員 ただし、いや2週間じゃなくて、2週間よりも長くしてほしいという趣旨なわけでしょうから。

○会 長 短いって言っているよね、みんな。

○I委員 だから、長くしろというわけでしょう。だから、ちゃんと延長と書いてありますよね。

○会 長 書いてある。

○I委員 書いてあります。だから、資料3はこの表記でいいのです。ただし、くどいようですけれども、Kさんが言ったのは、理由を説明をつけてくれよというときに、こっちの資料2のパブコメのところで、どういう集約するかという話なのだと思うのです。だから、これ二つ対でないと、資料としては生きてこないと思うのです。

ただし、これをまず集約したらどうですかというのが、D先生のご意見。賛成です、それは。ただし、つけ加えれば、これはまた集約しておこななきゃならない、整理しておこななければならない。これを集約しつつ、次には、こういう表現でいいのですかという作業になるのじゃないかと思うのですけれども。

○会 長 さて、事務局、どうしますか。

○D委員 いろいろ考え方があって、先ほどの会長がおっしゃっていたように、仮に2週間だとしても、本人たちが、こんなことを言ってあれですけれども、市の職員の方がやる気があるか、ないかというので期間は同じでも全然違ってくると思いますし、まず、努力をしてみて説明もちゃんとした上で、延ばすという手もあるわけですね、逆に言うと。普通に考えたら、2週間あるのに何も言ってこないということは、3週間やろうが1カ月やっても同じだという話だってあるわけですから。ですから、それは。

○会 長 それはありますね。

○I委員 もっと正確に言えば、2週間以上と書いてあるのです。だから、2週間じゃないのです。だから30日だって1年だってもつわけだからという解釈もあるわけです。だから、僕はこれ、例えば言っちゃいますけれども、条例改正する必要はないのじゃないかと思っています、例えば。

○会 長 なるほど、これについては。

○I委員 はい。ここでは意見が出ている30日とか何とかという範囲なら、全部2週間で。

○会 長 出てこないのは、期間が短いんじゃないかって、逆に考えたわけですね。2週間という部分に引っかかって。

○I委員 もちろん。だから、条例改正は2週間以上そのままにしておいて、逐条解説で、2週間じゃだめだから30日とかやったらどうですかということが、この制度としてはあり得るのかなという気がします。

○会 長 だと思ふのですけれども。

○I委員 基本はそこですよ。

○会 長 ただ、僕らとしては、期間が短いからゼロが出てくるから、もうちょっと長くしたり、募集が来なかったら、もっと募集期間を長くしろというふうに一般的には考えますよね。やる気があると信じているわけです、私たちは。

○I委員 だけど信じていても、出ないのだから。

○D委員 何か前回だと、ヒアリングすると、そうでもなかったというのは。

○I委員 そうそう。

○会 長 そうなると、とりあえず資料3で条例改正と逐条改正というふうに出ていますので、これについて議論もへったくれもなく、このとおりですよ。

○I委員 だから、ご意見をいただくなら、まず3でご意見をいただいたらどうなのですか。もっと言うと、これ条例改正と逐条解説と、さっき僕が言った総合評価とか、水準、基準で評価だとか、そういう割り振りをしなければだめですよ。ここは、逐条解説までしか言っていませんけれども、これを生かすというならば、水準、基準まで総合評価の話まで3分割ぐらいまでしてもらったら、すごくよりわかりやすくなるのじゃないですか。あとは事務局のほうが。

○会 長 どうします。もう、6時過ぎちゃって、それを討論する時間ないです、きょう。

○D委員 H委員が、実施機関の対象範囲を拡大するという話を書いて、市長、教育委員会、云々と書いてあるわけですね。これ、実は指針の話は、以前、我々昔やっている話で。

○会 長 そうなので、確かに。

○D委員 条例で、拡大してくださいという話になったら、条例変更はできないからというので、指針にこっちですという話になった。

○I委員 そういう経緯があるんですね。

○D委員 あります。

○I委員 だからそれは、別の例でいくと、市民等の討議会もそうですよね。以前、このペーパーを見ると、二十何年に前のほうでやったけれども、だめでしたみたいな。

○会 長 問題は、こっちで市民会議なんかもそうなのですけれども、やるべきだというふうに出しても、受け皿がないという問題が出てきちゃっているのです。

例えば、青年会議所みたいな組織が白井市にないから、第三者でワークショップなんかのときに、それを運営してくれる団体がないということで、できないということがあるのです。

○I委員 この時点でですね。

○会 長 ええ。せいぜいしてもですね。

○I委員 敗者復活戦で、それは悪いですけれども、出したっていいと思うのです。だから、そこはD先生が言ったように、期間を広げろという話を過去に出しているのだけれども、改めて敗者復活戦で出しますという認識がないと、何か初めて言ったような顔して言ったら、何言っているのだ、昔断っているのじゃないかと言われたら、もうおしまいだし。それなりの補強をして出さないと、敗者復活するならとかいうことがあるのじゃないかと。

○E委員 さっき、I委員がおっしゃってくださった、この資料3のところの集約したものを総合評価まで持っていくとおっしゃった、あれが一番大前提、私もずっと水準とか、あそこに持っていくのが、多分私たちの評価に直結するので、点数にも反映されるし、市民参加の。

○会 長 標準に持っていく。

○E委員 基準と、望ましい水準とありますよね。あそこが、ちょっと、あのままでいいのかという議論をずっとしていると思うのですけれども、その先の資料3の内容をそこまでシフトして覚えてく

だされば、市民参加推進会議としてやっている実務にちょうどリンクして、話にもいいのじゃないかなど。

○D委員 多分、それが副会長さんがおっしゃっていた話ですね、きっと。

○E委員 はい。そこが一番、多分私たちの委員会がやっている実務に即して直結して、今度、それが生かされて評価が、例えば本来の私たちが思うような評価基準を高くしていくというふうにつながるのじゃないかと思うのですけれども、結論。

○会 長 F委員は、全然きょう発言がないけれども、何か意見ないですか。

○F 章委員 じゃあ。皆さん、よくやっていると思って。

○会 長 そういうことを聞いているわけじゃないのだ。

○F 章委員 じゃあ、役所自体が新庁舎になって、かなり意気込みがあると思うのです、皆さん。私も連休明けから何度も何度も市のほうをのぞいたりしていますけれども、みんな大分明るくなったし。

一つ、Aさんの出てきた資料1を拝見したときに、かなりここに意気込みを感じられたわけです。これ1から4までいろいろあって、この市民参加対象事業を行う意義云々とか、それに伴い変更するとか向上させるよう周知啓発を行うとか、すばらしい文言が並んでおるのですね。これを読んだ時点において、すごく、これはもうやる気があるのだなと思って、皆さんのご意見いろいろ今お伺いしましたけれども非常に難しい意見で、市のほうも大変じゃないかなと思って考えながら理解をしました。

実際問題、市のほうと私も10年ぐらい、いろいろなあれでお付き合いしていますけれども、年々よくなっています。市長、中村さん、横山さん、そして伊澤さん、3代にわたりお付き合いしてきましたけれども、だんだんよくなっているから、これからもうちょっと長い目で見れば、もっとよくなるのかなど。

きょう、H委員のほうから言った話というのは非常に難しい話で、果たして税制まで我々が意見を述べられるのかどうか、または条例の変更等に関して、どのようなまとめ方ができるかというのは、非常に難しいです。だから、帰ってから私も勉強しないと。

○会 長 というのは、僕はなるほどと思ったのは、僕、バイクを2台持っているのです。値上げされちゃったのです。それは議会でもって簡単にできるのです。2500CCぐらいまでかな、軽自動車までの税率まで自治体で上げられるのですね、提案で。それを議会で承認して、もう反対なく、すんなり、かなりの金額が上がったのです。年額1,000円ぐらいなのが、2,500円ぐらいに上がっちゃったのかな。それは市民が口出す税制じゃないのです。議会で決まっちゃったということで。うんもすんも、だから、もうバイクをやめるか石投げるか、どっちかなのです。

○D委員 一つ、議会の問題と議会しっかりしてくださいという話と、一つは、住民で、直接請求制度で条例の制定改廃ということなのです。

○会 長 そうなのです。それまで元気ないから、みんなおとなしく、はいつて言って、払っている。

だから、さっき言ったように、細かく見るといろいろな矛盾点があるじゃないですか。それをC委員じゃないのですけれども、専門家じゃない僕たちがやっても、やっつけられるに決まっているのだよ

ね、条例を出してこられて。

○F 章委員 要は、だから、どこまでかというのが、あるじゃないですか。要するに先ほどH委員が言ったように、トレーニングルームを使う人が65歳以上だとゼロになるけれども、使わない人との差があるわけです。要するに利便を感じているわけですね。あとはテニスコートや何かの問題とか、ああいうところもかえって市のほうで幾らか負担が出ていると思うのです。要するに、利用者が全てを賄えるような使用料について。

○会 長 税金を使わないと、無駄な。

○F 章委員 そうというのは今後、いろいろ考えていく部分があるのじゃないのかなと。

○会 長 それを我々が条例に問うという部分に行くことが、果たしてこの委員会で話す中身かなというのが思っちゃう、俺は。

○H委員 頭から、対象事業から外すというのは、僕はいかがかと。

○会 長 ということでよね。対象事業から外していくという、これはおかしいと。それはどこかで引っかけないといけないよね。

○F 章委員 例えば、今後、起こってくる状況において、なし坊ですか、バスがあるじゃないですか。バスの運営方法とかなんかも、やっぱり市民の意見というのを入れていただきたい部分というのは、これからどんどん高齢化してくるから、それを市のほうで一方的に、なし坊のあれを減らしますよみたいなことがやられちゃうと、非常に福祉とか高齢者には問題が出てくるという。

○会 長 ルートの問題でも、やっぱり利用者側の意見はどこまでなし坊にいつているのかというのは、あるよね。ある議員さんが、一生懸命やってくれているのだよね。

○F 章委員 だから、その辺も。

○会 長 僕は、なるべくその議員さんに話はしているのですけれども。きょう、ここにいますけれども。

○F 章委員 そういう部分で、まだまだ大変ですね、市民参加推進会議は。

○会 長 ということで、まとまりがなくなっているような感じがするのですけれども、まとめられますか、きょうの会議を。

○事務局（J） 資料2と資料3について、まとめることはします。ただ……。

○I委員 確認ですけれども、資料3について意見を出すのですか、我々。

○会 長 いや、あれでしょう。一応、説明を受けたから、質問等討議というふうになっていたのですけれども。

○I委員 なっていたのですけれども、次の会のことを考えたときに。

○会 長 そう。じゃあ、次の会議でやるか、ここで今、時間延長でやるかだけの問題で。

○I委員 やる気は全くないのでけれども、つまり次の会議のことを考えると、最終的にこの資料3を集約するわけですね。だから、せっかく事務局側が、きょうつくってくれたわけですから。

○会 長 これにくっつける。

○I委員 これについて何か意見があったら出すかというのが一つ。

○会 長 そうですね。資料3をこれくっつけていいか。

○I委員 基準、水準まで入れて、例えばが一つ。

○会 長 そうですね。

○I委員 確認ですよ。確認したいので、私。それが一つ。

それと、繰り返しますが、資料にも整備しなければならないわけなのです。

○会 長 そうです。

○I委員 だから、僕がHさんに申し上げたいのは、せっかくいい資料をつくってくださっていて、個別の改正を含む、あるわけだから、皆さんの話を聞いて、どうしても入れたいというのならこの様式で入れてもらわないと、事務局だって困るのじゃないかと思えます。

さっき、前文をぜひ変えたいとおっしゃっているここには、前文の話はできていませんから。前文というのは前文ですね。だからHさん自身が、このペーパーをもう一度整理して、こっちにどれを落とし込むかということを整理してもらわないと、事務局は資料につくれないのじゃないですかねという心配をしています。

だから僕は、資料3と資料2が次回の議題なのだろうなと思ってメモしているのですけれども、老婆心ながら。以上です。時間です。

○会 長 いいですか。じゃあ、ちょっとまとめて。もう一つ、次回の日程を決めなきゃいけない。

○事務局 (K) 答申をまとめるスタイルなのですけれども、文章として作文のような方法と、こういうような一覧の方法とあると思うのです。それによっては事務局のほうでも、作り込みのスタイルが全く変わってくるものですから、委員の皆さんのご意見としては、今の時点ですと、どちらの形で答申という形のまとめがあればいいかなという、何かお考えってございますか。

○会 長 文章かその評価ということ。

○事務局 (K) はい。こういったスタイルのほうが、文章化するよりもまとめやすい部分は事務局サイドとしてはあるのですけれども、ただ答申、ちょっと言うと、ちゃんと文章でまとめて書いていくというスタイルもスタンダードのものとしてありますので。

○E委員 それ時間かからないですか。

○事務局 (K) そうです。

○E委員 だったら、そこでやって、今度、問題を逆に文章に書いていただければいいのじゃないですか、後日。

○事務局 (K) ある方法もあると思えます。

○E委員 あと基準、水準どうしますか。

○I委員 もちろん、要求して、ぜひ入れてくださいと意見出せばいいのですよ。

○E委員 入れてもらったら、いいですよ。ですよ。入れていただきたいなど。

○会 長 じゃあ、E先生に出してもらえますか。

○I委員 だから、三つについてもみんなから意見を聴取するのですかというのが、そこなのです。あれば。

- 会 長 ないことにして、次に行っちゃいましょうよ。
- I委員 E先生、ぜひ入れてもらいたいと言って。
- 会 長 だから、その分だけ。
- E委員 そうしたら、私はその分だけつくります。
- 会 長 送ってもらって。
- I委員 だから、ぜひここに入れないと。
- 会 長 それから、Hさんにも送ってもらって、それでまとめたものを討論しましょうよ。もう今、時間ないし。
- I委員 そうそう。だから、結局、これで討議すれば。
- 会 長 時間、時間でやるの、嫌だよ、俺。それじゃあ、わかった。
- 事務局 (K) わかりました。
- 会 長 じゃあ、H委員とE委員には、ご足労ですが、これにプラス。
- E委員 いつまでに出す。
- 会 長 早いほうがいい。いや、次回のあれで決めてから。
- I委員 次回決めれば、おのずと決まるのじゃないですか。
- 会 長 皆さんに提案があります。6月30日金曜日、これで行きたいのですが、不都合なものがないければこれで行きたいのですけれども、どうでしょうか。時間は同じで。
- 委員 はい、いいです。
- H委員 私自身は、ちょっとだめなのです。
- 会 長 だめなのですか。いや、重要な部分が欠けちゃう。
第2案としては、6月23日。
- C委員 私、だめです、申しわけありません。
- 会 長 ほかは。とりあえず、D先生とE先生は、だめになっちゃうのだよね。
- 事務局 (A) 一応、第1候補として入れさせていただいたのが、6月末から7月1日の中で、先生のご都合がよろしい日が、6月30日というようなことで記入させていただきました。この推進会議、委員の過半数の出席によって成立する部分があるので、そういった部分を考慮しながら第2候補という部分の中で、今回は入れさせていただいた部分ではあるのですけれども。
- 会 長 ただ、最後の会議になるわけで、やっぱり全員そろって、終わってからご苦労さん会ぐらいはやりたいじゃない。
- F 章委員 26日はだめなのですか。
- 会 長 26日は、第3候補になっているのです。
- F 章委員 お二方はどう。
- E委員 私は、26日はこの時間帯はとても無理なので、2時半から5時はだめなので、ごめんなさい。
- 委員 授業やっているのですか。

○会 長 授業。

○I委員 本業のほうが大切だ、それは。

○E委員 私は、あと7月6日になっちゃうのです。

○D委員 月、火、水は、授業なのでしょう。

○会 長 なるほど。

○H委員 30日だめなのは、私だけか。私のほうは先ほどから話が出ているようなことで、私の意見をきちっと出させてもらいますけれども、ただ、出す際は3を基本で私はいいのじゃないかと思うのですけれども、2をつくり変えるとか3を整理するとかってやったら、事務局が大変だから、3だけで。

○会 長 混乱するわね。

○I委員 僕が言いたいのは、せっかく貴重なHさんの意見があるのだから、資料3でよろしいなら、資料3にこういうのを入れてもらいたいということを入れたらどうですかと言っているだけで。

○会 長 それで行きましょう。

○I委員 だって、資料2もこれと一緒にしよう。

○会 長 そうです。

○I委員 だから、それだけです。

○会 長 そうなのです。

○I委員 せっかく、この様式でやりましょうというときに、このペーパーが出てきて、それはいいのだけれども、ちゃんとスタイルにのっとりた入れ方をされたらどうですかと言っているだけです。これから、それに入れ込んでくれと言ったら、事務局で大変です。それを心配しているだけです。

○会 長 さて、じゃあとりあえず、今のところは26日。

○F 章委員 だめだったでしょう。

○会 長 だから、D先生とE先生、2人とも。

○E委員 でしたら、私じゃなくて、D先生がいらっしゃるときにしていただければ。

○会 長 じゃあ、30日しかいらっしゃらない、6月は。

○E委員 30日は大丈夫なのですけれども、ただ、ほかの方が。

○会 長 お二人ね。

○E委員 そうなのです。大事な方々が。

○H委員 大事じゃないです。私は、本当に申しわけないけれども、この中でオーケーなのは、23日だけなのです。

○事務局(A) もしあれでしたら、実はこの会議の委員の任期は、7月29日までなのです。市長に答申を出すとする、29日が土曜日なので、28日が多分リミットの部分だと思います。そういった部分の中で、6月末から7月1日というような期限を決めさせていただいたのですけれども、例えば7月10日から14日に会議をやって、そこで答申をやるという部分を、一応、例えばつくる場合には、D先生のご予定はどうなのかなというのが、ちょっと。

○D委員 ちょっとわからないのです。

○I委員 もう1回、予定表をつくって、とり直したらいいのじゃないのですか。そこまで範囲を広げるなら。会長が、両先生どちらもおっしゃるのなら、もうそこで押さえるほかない。

○会 長 お世話になったのだよね。

○G委員 そうね。3年間お世話になったので。

○会 長 そうそう。D先生も。

○I委員 だから、これ以外の日にちが出てくるのなら、繰り返しですけれども、別の表をもう1回つくり直して、マル・バツしてもらえばいいのじゃないですか。

○会 長 きょう決めちゃいたいので、とりあえずここで、今、皆さんのお手元にいつている部分で、だめな人を聞いていったほうがいいのだよな。6月30日がだめな人は何人、2人ね。それから6月23日がだめな人、2人ね。26日だめな人、これは4人いるからだめだわ。これは絶対にだめだ。27日だめな人、これも4人。これも全然だめだね。7月3日、3人。7月4日、3人。7月6日、2人。そうすると、いずれにしても30日が一番無難だね、この部分の中では。Cさんには。

○C委員 24日も。あともう一つ、先ほど提案してくれた7月10日の週。

○会 長 じゃあ、7月10日だめな人、2人。10日は何曜日。

○C委員 月曜日です。

○会 長 月曜日ね。11日、2人。12日、2人。13日、2人。いずれにしても、ずっと2人だな。7月14日、お一人。7月14日は1人。

○E委員 でも、D先生がだめだから。

○G委員 それはだめです。6月30日しかないでしょう。

○会 長 ないです。

○G委員 もうそれで決めたらいいのじゃないですか。ずっと全部だめなのなもの。

○会 長 じゃあ、H委員とC委員に申しわけないですが、30日ということで。

○G委員 この日に決定。

○F 章委員 時間はこれでいいのですか。2時半から5時。

○会 長 今回の、時間はきょうみたいに3時から、2時半から。

○事務局(A) 一応、2時半からの5時というような形でもあるのですけれども、会議室はとってあるので、時間はずらすことは可能です。

○会 長 とりあえず2時半からでもいいですか。

○G委員 2時半からね、今度。

○会 長 D先生、大丈夫ですか。

○D委員 大丈夫です。

○会 長 じゃあ、ちょっと繰り上げて2時半から。討論の中身は、この表に基づいて、これに基づいて討論すると。それまでに、E先生とHさんには、ここに入れ込んでない部分を事務局のほうへ、いつまで、1週間。

○事務局 (A) そうですね。もちろん早くいただけると、その資料をつくる部分があるのですけれども、当然、考え……。

○会 長 締め切り。

○事務局 (A) 締め切りですよ。

○会 長 この6月30日に間に合うような形の日程。

○H委員 資料2を訂正し直すというのは大変だけれども、3だけだったら。

○会 長 3だったら。

○事務局 (A) では、今日から1週間の5月31日までというのは、いかがでしょうか。

○会 長 切りがいいね。じゃあ、5月31日までに、お二方にはお手数かけますけれども、H委員は出していただいて、さようならということになりますので、C委員そういうことで。

○事務局 (A) そうですね。

○会 長 一応、メールだけ送っていただけますか。

○事務局 (A) はい。メールのほうはお送りさせていただきます。

○会 長 一応、欠席を予定されているとは思いますが、どこかで送別会とか、お別れ会を顔を出していただけるのなら、ぜひ来ていただきたいので。きょう、お別れ会の話はF委員から出るかなと思ったけれども、俺から出ちゃったな。じゃあ、いいですか、それで。

○事務局 (A) じゃあ、最後に1点目だけ、先ほど委員の任期のお話がありましたけれども、現在、第5期の市民参加推進会議の委員の募集を、5月15日から6月14日までの締め切りというような形で申請募集をさせていただいております。

その中で、残念ながら規約の中で、2期までの再任というのはできないことですので、第4期からやられた方に対しては、今後ともぜひ継続してお付き合いさせていただきたいと思いますので、ご不明な点等あれば、ご連絡いただければ、対応させていただきたいと思いますので、お願いします。

○会 長 そうなのだよ。3年やっていけば経験をした方がおられれば、会議が非常にスムーズにいきますよね。全く知らない部分だと、誰一人前歴を知らないで加わっちゃうと、慣れるまで結構時間がかかるので。

○F 章委員 現状はどのようなのですか、応募状況は。

○事務局 (A) 一応、応募させていただいて、今のところは市民公募の方が2人と、通常の市民の公募の方が2人と、あと、市民活動を行う方は、現在2人ご申請はいただいているような状態です。

○I 委員 学識経験者の2人は、どうなるのですか。

○G 委員 学識経験者は継続で。

○F 章委員 継続されるわけでしょう。

○事務局 (A) D先生には、今回、第3期委員会から引き続きやっただいていただいている部分がありますので。

○会 長 D先生、また継続。

○事務局 (A) いえ、D先生は、もう再任はできないので、条例の規定では。

- I委員 学識経験者も再任はないですか。
- 事務局(A) というような話になっているものがあるので。
- 会長 D先生、もう6年付き合っているのです。
- C委員 学識経験者でもだめなのですか。
- 会長 だめなの。委員だから。
- 事務局(A) そういうことです。
- C委員 厳しいですね。ほかにはないですよ、そういうの。
- I委員 そういう規定になっているということ。
- 会長 条例改正するか。
- I委員 それは会議で決める話なのでしょう。
- 事務局(J) 条例に委員が。
- 会長 有識者には、これに当たらないとかいう。
- I委員 僕は、てっきりそうだと思っていたの。
- 会長 いや、違うのです。
- I委員 公募委員は、任期ありだけれども、学識経験者は。
- 会長 だから、あれから言うと委員ですから、引かかっちゃうのです。
- I委員 委員はわかっているのですけれども、
- 会長 委員だから二期までということ。条例改正すればいいのですよ。有識者については、その限りではない。
- C委員 私、それについて書いたのですけれども、載せておいてください。表の3には入っていませんが、表の2のところに書き込んで、ぜひとも。
- 事務局(A) じゃあ、そのあたりは。それでは、最後に。
- 会長 以上になりましたけれども、ありがとうございました。

午後6時30分 閉会